

北 栄 町 環 境 基 本 計 画

中 間 見 直 し 版

人と自然が共生し、
あたたかい心のふれあうまち



平成24年3月

北 栄 町

目 次

第1章 基本的事項

1. 1	計画の主旨	1
1. 2	計画の目的	1
1. 3	計画の位置づけ	2
1. 4	計画の目標年次	3
1. 5	環境の範囲	3
1. 6	対象地域	3
1. 7	計画の構成	4

第2章 現状把握と課題の抽出

2. 1	北栄町の概況	
2. 1. 1	位置	5
2. 1. 2	地勢・気候	5
2. 1. 3	人口	5
2. 1. 4	土地利用	6
2. 1. 5	産業	6
2. 1. 6	歴史・文化財	6
2. 2	環境の現況と課題	
2. 2. 1	自然環境	
2. 2. 1. 1	動植物	7
2. 2. 1. 2	河川・ため池	8
2. 2. 1. 3	海岸	8
2. 2. 1. 4	農地	9
2. 2. 2	生活環境	
2. 2. 2. 1	大気汚染	10
2. 2. 2. 2	水質	10
2. 2. 2. 3	騒音・振動	10
2. 2. 2. 4	悪臭	11
2. 2. 2. 5	化学物質	11
2. 2. 2. 6	不法投棄	11
2. 2. 2. 7	野焼き	12
2. 2. 2. 8	ペット	12
2. 2. 3	社会環境	
2. 2. 3. 1	交通	12
2. 2. 3. 2	上水道・生活排水処理	13
2. 2. 3. 3	廃棄物	
2. 2. 3. 3. 1	ごみ	13
2. 2. 3. 3. 2	リサイクル	14
2. 2. 3. 4	エネルギー	14
2. 2. 4	快適環境	
2. 2. 4. 1	公園・緑地	15
2. 2. 4. 2	観光・レクリエーション施設など	15
2. 2. 4. 3	景観	15

2. 2. 5	地球環境	
2. 2. 5. 1	地球温暖化	1 6
2. 2. 5. 2	酸性雨	1 6
2. 2. 5. 3	オゾン層の破壊	1 7
2. 2. 6	環境保全活動への取組状況	
2. 2. 6. 1	町の取組状況	1 8
2. 2. 6. 2	町民の取組状況	2 0
2. 2. 6. 3	事業者の取組状況	2 0
2. 2. 7	環境特性と課題の抽出と整理	2 1
第3章 目指すべき目標の設定		
3. 1	望ましい環境像	2 2
3. 2	基本方針	2 3
第4章 課題の解決方法		
4. 1	施策の体系	2 4
4. 2	基本施策と具体的施策の展開	2 5
第5章 実行、点検、行動		
5. 1	推進体制の整備	3 6
5. 2	計画の推進管理	
5. 2. 1	年次報告	3 7
5. 2. 2	計画の見直し	3 7
5. 3	具体的実行計画	
5. 3. 1	自然環境の保全	3 7
5. 3. 2	農地の保全	3 8
5. 3. 3	自然とのふれあいの推進	3 8
5. 3. 4	生活環境の保全	3 9
5. 3. 5	社会環境の保全	3 9
5. 3. 6	快適環境の創造	4 0
5. 3. 7	循環型社会の構築	4 1
5. 3. 8	地球温暖化対策	4 1
5. 3. 9	酸性雨防止対策	4 2
5. 3. 10	オゾン層の保護	4 3
5. 3. 11	環境教育、環境学習の推進	4 3
5. 3. 12	環境情報の共有化	4 4
5. 3. 13	町、町民、事業者との協働	4 4
資料編		4 5
用語集		5 8

第1章 基本的事項

1. 1 計画の主旨

我が国では、昭和30年代（1955）からの急速な高度経済成長にともない、全国各地で水俣病、イタイイタイ病、光化学スモッグ等の公害が問題化してきました。そこで、昭和46年（1971）の「公害国会」において、公害対策基本法改正案をはじめとする公害関係14法案を制定し、環境問題に対し取組を行ってきました。

しかし、その後も、我々の生活は、大量生産、大量消費、大量廃棄の社会経済構造を繰り返しています。その結果、社会経済活動、生活排水による水質の悪化や自動車交通による環境問題、廃棄物の増大に伴う処分場問題等今なお多くの問題を抱えています。

一方、地球環境においては、温暖化、酸性雨、オゾンホール、熱帯雨林の破壊などが世界各地で問題になっています。遡れば、産業革命の発達に伴い1853年イギリスにおいて煤煙法が成立しています。また、昭和33年（1958）から南極などで二酸化炭素濃度の連続測定が開始されています。いろいろな取組が行われているにもかかわらず世界規模での環境破壊がすさまじい勢いで進んでいます。

これら国内、外の問題について、宇宙船地球号は乗組員である私たちが自覚を持ち、様々な枠を乗り越えて取り組んでいかなければ沈没するおそれが出ています。

このような背景のもとに北栄町の実情に即した健全で恵み豊かな環境の保全及びゆとりと潤いのある快適な環境の創造に向けて望ましい環境像を示し、その実現に向けて町民、事業者、町が協働で取組む「北栄町環境基本計画」を策定します。

1. 2 計画の目的

本計画は、「北栄町環境基本条例」の基本理念にのっとり、これを実現させるために環境の保全及び創造に関する目標及び施策の方針を定め、総合的かつ計画的に推進することを目標とします。

「北栄町環境基本条例」

（基本理念）

第3条 環境の保全及び創造は、次に掲げる基本理念（以下「基本理念という。」）にのっとり、推進されなければならない。

- （1）すべての町民が健康で安全かつ快適な生活を営むことができる良好な環境を確保し、これを将来の世代へ継承していくこと。
- （2）環境資源の適正な管理及び循環的な利用を図るとともに、エネルギーの有効利用を図り、環境への負荷の少ない持続的な発展が可能な社会の実現を目指すこと。
- （3）環境の保全及び創造は、人と自然との共生を図るとともに、地域の地理的特色を生かしつつ、すべての日常生活及び事業活動において、町、町民及び事業者の公平な役割分担の下、協力して積極的にこれを推進しなければならない。
- （4）地球環境の保全は、人類共通の課題であり、すべての者がこれを自らの問題として認識し、日常生活及び事業活動における着実な取組により積極的に推進しなければならない。

1. 3 計画の位置づけ

平成5年（1993）に「環境基本法」が制定され、国としての基本的な考え方が示されました。この中で、環境の保全に関する施策の総合的かつ計画的な推進を図るため、環境の保全に関する施策の大綱、推進するために必要な事項を定めることとしています。

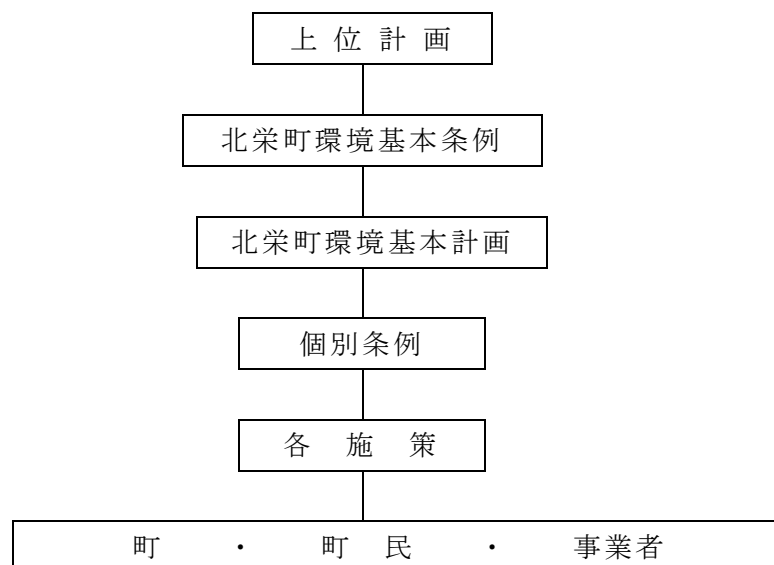
これを受けて、平成6年（1994）に第1次の環境基本計画が策定されました。この中で、環境施策の理念【循環】【共生】【参加】【国際的取組】、環境施策のリストアップと体系化が示されました。その後、見直しが行われ、平成12年（2000）に第2次環境基本計画が、11項目の戦略プログラムによる重点課題の明確化と実効性の確保、環境施策の指針【汚染者負担の原則】【環境効率性】【予防的な方策】【環境リスク】、あらゆる場面への環境配慮への織り込みが示されました。そして、平成18年（2006）4月に第3次環境基本計画として、「環境・経済・社会の統合的向上」をテーマに、平成62年（2050）を見据えた超長期ビジョンの策定を提示、可能な限り定量的な目標・指標による進行管理、市民、企業など各主体へのメッセージの明確化が示され、今後の目指すべき方向性が示されました。

一方県では、平成8年（1996）に「鳥取県環境の保全及び創造に関する基本条例」を制定し、その後平成11年（1999）年に「鳥取県環境基本計画」を策定、平成17年（2005）に計画を改訂しています。その中で平成22年（2010）を目標として、5つの目標を設定しています。

本町においては、環境の保全について基本理念を定め、施策の基本となる事項を定めることにより、町の環境ひいては地球環境の保全につなげるため平成18年（2006）12月に「北栄町環境基本条例」を制定しました。健全で恵み豊かな環境の保全及びゆとりと潤いのある快適な環境の創造を目指す条例の方向性を明確にしています。また、平成23年（2011）年1月に町の最上位計画となる「北栄町まちづくりビジョン」を策定し、まちの将来像を「人と自然が共生し確かな豊かさを実感するまち」としています。まちの将来像を実現するための5つの基本目標を掲げていますが、そのなかで環境・安全・生活に関する目標として「やさしいまちづくり」、環境や人にやさしく、だれもが快適で安心して住めるまちづくりを目指しています。

本計画は、これら上位計画及び「北栄町環境基本条例」の基本理念をより具体化するための「環境像」「基本方針」「基本施策」「具体的施策」を示し、町としての方向性をより具体的にするための計画として位置づけています。

◎計画体系図



1. 4 計画の目標年次

計画の期間は、平成 19 年度から平成 28 年度までの 10 年間とし、平成 28 年度を目標年度とします。計画の進捗状況、本町をとりまく環境、社会動向の変化に対応するため、中間年の平成 23 年度に見直しを行います。

1. 5 環境の範囲

この計画で取り組む環境の範囲は、私たちのまちが抱えている地域的な環境要素から地球全体の抱えている環境要素とし、以下のとおりです。

- 自然環境 動植物、水系、農地など
- 生活環境 大気質、水質、有害物質など
- 社会環境 交通、上水道、下水道、廃棄物など
- 快適環境 緑化、歴史・文化資源、景観など
- 地球環境 地球温暖化、酸性雨、オゾン層の破壊など

1. 6 対象地域

この計画の対象地域は、北栄町全域とします。



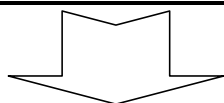
蜘蛛ヶ家山からの風景

1. 7 計画の構成

計画の構成は、次のとおりとします。

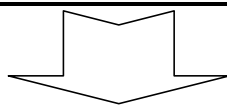
第1章 基本的事項

- 1. 1 計画の主旨
- 1. 2 計画の目的
- 1. 3 計画の位置づけ
- 1. 4 計画の目標年次
- 1. 5 計画の範囲
- 1. 6 対象地域
- 1. 7 計画の構成



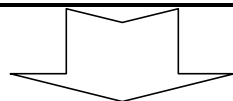
第2章 現状把握と課題の抽出

- 2. 1 北栄町の概況
- 2. 2 環境の現状と課題
 - 2. 2. 1 自然環境
 - 2. 2. 2 生活環境
 - 2. 2. 3 社会環境
 - 2. 2. 4 快適環境
 - 2. 2. 5 地球環境
 - 2. 2. 6 環境保全活動への取組状況
 - 2. 2. 7 環境特性と課題の抽出・整理



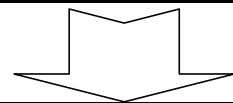
第3章 目指すべき目標の設定

- 3. 1 望ましい環境像
- 3. 2 基本方針



第4章 課題の解決方法

- 4. 1 施策の体系
- 4. 2 基本施策と具体的施策の展開（見直し）



第5章 実行、点検、行動

- 5. 1 推進体制の整備
- 5. 2 計画の推進管理
- 5. 3 具体的実行計画（見直し）

第2章 現状把握と課題の抽出

2.1 北栄町の概況

2.1.1 位置

本町は、平成17年（2005）10月1日に旧大栄町と旧北条町が合併してできた町です。

「北栄町」は、鳥取県中央部に位置し、北は日本海に面し、東は湯梨浜町、南は倉吉市、西は琴浦町に接した、東西約12.5km、南北約9.5km、面積57.15km²の「く」の字の形状をした町です。



2.1.2 地勢・気候

地勢は、中央部に2級河川由良川が流れ日本海にそそいでいます。海岸部は、東西12.5kmに及ぶ美しい砂丘海岸で、白砂青松と称えられる防風松林地帯を擁しております。また、その背後には15km²にも及ぶ砂丘地帯が広がっております。南は山地丘陵や中国山地に続く高地となっています。全体として標高は低く、最高位は314mであり、なだらかな緩傾斜の地形となっています。

また、県の東部と西部をつなぐ国道9号、さらに313号により岡山県とつながっているなど、鳥取県における交通上の要衝の地でもあり、山陰自動車道及び地域高規格道路の建設も順調に進んでおり、将来的に発展する可能性を無限に秘めた地域です。

気候は、昭和56年（1981）～平成22年（2010）の30年間の平均値は、年平均気温は14.6℃で、年平均降水量は1,742mmです。気象庁で観測されている昭和56年（1981）～平成22年（2010）の年平均気温の経年変化を見てみると、近年気温が徐々に上昇している傾向にあります。

2.1.3 人口

本町の人口は、平成22年（2010）の国勢調査で15,287人、世帯数4,732戸です。平成7年の国勢調査での17,228人を最高に、それ以降少しずつ減少傾向を示しています。一方、世帯数は、年々増加傾向にあり、核家族化の進行がみられます。

人口・世帯の推移（国勢調査）

（単位：人、世帯）

区分	昭和55年	昭和60年	平成2年	平成7年	平成12年	平成17年	平成22年	平成27年
人口	15,772	16,929	17,155	17,228	16,915	16,053	15,287	14,608
0～14歳	3,373	3,852	3,589	3,195	2,632	2,196	1,863	1,580
15～64歳	10,137	10,484	10,564	10,563	10,438	9,817	9,253	8,727
65歳～	2,262	2,593	3,002	3,470	3,845	4,039	4,168	4,301
世帯数	3,922	4,193	4,335	4,516	4,756	4,744	4,732	4,720
1世帯あたりの人口	4.02	4.04	3.96	3.81	3.56	3.38	3.23	3.09

2. 1. 4 土地利用

本町の総面積は、57.15 k m²です。平成 18 年（2006）における固定資産台帳での内訳は、宅地 4.5 k m²（7.9%）、田 9.9 k m²（17.3%）、畑 17.3 k m²（30.3%）、山林 13.7 k m²（24.0%）で全体の 79.4%を占めていました。平成 22 年（2010）における内訳は、宅地 4.5 k m²（7.9%）、田 9.8 k m²（17.1%）、畑 17.1 k m²（29.9%）、山林 12.0 k m²（21.0%）で全体の 75.9%を占めています。過去 10 年間の土地利用状況の変化は、下記の表のとおりで、大きな変化は見られません。

土地利用の状況の推移 (単位：k m²)

区 分	田	畑	山林・原野	宅地	その他
平成13年	9.77	17.00	12.37	4.01	14.00
平成18年	9.87	17.32	13.72	4.49	11.75
平成22年	9.81	17.07	13.75	4.53	11.99

2. 1. 5 産 業

本町の就業者数は、平成 17 年（2005）の国勢調査によると 9,051 人で、その内訳は、第 1 次産業 2,353 人、第 2 次産業 2,101 人、第 3 次産業 4,575 人となっています。昭和 50 年（1975）からの国勢調査の結果から第 1 次産業就業者の減少の傾向が見られ、今後もこの傾向が続くものと思われます。

産業別就業者数の推移 (単位：人、%)

区 分	就 業 者	第 1 次産業		第 2 次産業		第 3 次産業		そ の 他	
昭和50年	8,728	4,148	47.5	1,949	22.3	2,631	30.2	0	0.0
昭和55年	9,373	3,864	41.2	2,361	25.2	3,140	33.5	8	0.1
昭和60年	9,730	3,752	38.6	2,449	25.2	3,527	36.2	2	0.0
平成 2年	9,777	3,317	33.9	2,760	28.2	3,687	37.7	13	0.2
平成 7年	10,012	2,904	29.0	2,901	29.0	4,202	42.0	5	0.0
平成12年	9,716	2,517	25.9	2,716	28.0	4,478	46.1	5	0.0
平成17年	9,051	2,353	26.0	2,101	23.2	4,575	50.5	22	0.2

2. 1. 6 歴史と文化財

北栄町には多くの遺跡・史跡・文化財があり、歴史を現在に伝えています。

過去の発掘調査などから町内には縄文時代から中世に至るまでの遺跡が確認されています。縄文時代から弥生・古墳時代にかけての時期には現在よりも海岸線が内陸部に位置しており、当時の海岸線とみられる丘陵の裾部分で縄文土器や丸木船などがみつかっています。時期が下ると丘陵台地が生活の場となり、多くの集落跡が確認されています。古墳も集落跡と同様に丘陵上に多く確認されています。畿内のような大規模なものはありませんが、丘陵上に多くの古墳が並ぶ群集墳を形成しており、多様な埋葬遺構や副葬品がみつかっています。

戦国時代には、由良、茶臼山、堤などに城が築かれ、尼子氏、毛利氏、そして織田氏の抗争の場となりました。江戸時代中期には、由良に鳥取藩の藩倉がおかれ、商業地・宿場町として急速に開発が進み始めました。江戸時代末期には由良川河口に海上防備のための台場（砲台）が築かれ、六尾に築かれた反射 炉で作られた大砲が設置されていました。しかし、実際に大砲を発射することはなく、大砲は撤去されましたが台場は残され、当時の姿を残しています。

文化財も貴重なものが残されています。町南西部、東高尾観音寺には国重要 文化財の指定を受けている「木造千手観音立像」「木造十一面観音立像」が安置されています。特に「千手観音立像」は県内最古の木造仏として知られており、参拝者の心をひきつけてやめせん。また、この東高尾から移されたと伝えられる「木造十一面千手観音立像」が瀬戸観音寺に安置されています。こちらは後世に修復などをを受けていますが、ほぼ製作当時の姿を残しています。

このほか、南総里見八犬伝のモデルとなり、江戸時代初期に安房から倉吉に移された里見忠義の棟札が北条八幡宮に残されているなど、現在でも多くの文化財が残されており、昔の人々の思いを現在に伝えています。



由良台場跡



東高尾観音寺

2. 2 環境の現況と課題

2. 2. 1 自然環境

2. 2. 1. 1 動植物

本町の動植物で、ほ乳類は、中国山地から遠く離れているため、近隣に生息するイノシシやニホンシカ・ツキノワグマのような大型のものは生息していません。小型のものでは、コウモリ、モグラ、ネズミ、ノウサギ、タヌキ、イタチ、テン、アナグマの生息が確認されています。

鳥類では、本町は森林が浅いため山間部での小鳥の種類や数はさほど多くありません。しかし、天神川、由良川と海岸沿いに広がる松林では多くの渡り鳥を確認できます。天神川河口では156種（平成16年（2004）6月現在）が確認されており、その中には「レッドデータブックとっとり」（以下RDBと記す）に記載されている鳥が多く見られます。海岸沿いに広がる松林は、渡り鳥の重要な休息地になっているようで、136種が確認されています。

昆虫類は、砂丘地、河川敷に広がる草地、果樹園、水辺や森林に、その場所に適応した多

くの昆虫類が生息しています。この中にはRDB種のカワラハシホトテフ、ヤマトマダラバ
ッタ、ハルゼミ、ギフチョウが含まれています。

魚類は、日本海の海水魚、河川の淡水魚と汽水魚の多くが生息しています。この中には
RDB種のメダカ、カマキリ、タナゴ、サケが含まれています。

植物は、砂丘地帯、山林地帯と水辺地帯の3地帯に大別されます。砂丘地帯では、コウ
ボウムギ、ハマグルマ、ハマヒルガオ、ハマゴウの砂丘植物が塩分と乾燥に耐えて生育し
ており、内陸部にはニセアカシア、クロマツ等が観察されます。山林地帯では、特筆する
ような樹木はなく一般的な植生です。

本町の林野面積は、1,417haで林野率が24.8%となっています。その中で、人工林は
799haで森林面積の56.4%ですが、その半数は、戦後の造林地で、その適正な管理が求
められています。

【課 題】

1. 生息、生育環境の確保



町の木 黒松



町の花 ハマヒルガオ



町の鳥 うぐいす

2. 2. 1. 2 河川・ため池

本町の主要河川は、湯梨浜町境を流れる一級河川天神川、町の中央部を流れる2級河川
由良川、由良川水系北条川、日和川、浅津川、亀谷川、野田川、高千穂川、円城寺川の本
線2川、支川7川があります。

農業用のダム、ため池では、国営かんがい排水事業の西高尾ダム（貯水量197万トン）
と中小28箇所（貯水量130万トン）のため池が主に山よりの丘陵地に点在しています。

【課 題】

1. 河川水質の維持
2. ため池の維持補修

2. 2. 1. 3 海 岸

本町の海岸線は、東西12.5kmに及ぶ美しい砂丘海岸で、白砂青松と称えられる防風松
林地帯を擁しております。しかし、近年急速な海岸浸食により以前に比べて1/3以下に
なっているとも言われています。

これに伴い、町内各地で行われていた地引き網もできなくなっています。浸食を食
い止めるための離岸堤や緩傾斜護岸の整備も行われていますが、地引き網等との関係から
あまり進展していないのが現状です。

一方、海岸に押し寄せる漂着物は年々増加しています。特に、台風などの荒天時の漂着

物は、かなりの量になっています。漂着物には、多量のペットボトルなどのプラスチック系のごみが混入しているため、その処理に困惑しています。

【課 題】

- １．砂丘海岸の維持
- ２．海岸漂着物の適正処理

２．２．１．４ 農 地

本町は、町土の約３８％が農地で、砂丘地では、昭和３０年代（１９５５）に全国に先駆けてかんがい施設を整備し、砂丘ぶどう、らっきょう、葉たばこ、長いも等栽培し、丘陵部では、名産の「大栄すいか」をはじめ、ブロッコリー、ほうれん草等を栽培する県内有数の農業生産地です。

この優良農地の確保と計画的な整備を推進するため、昭和４５年に農業振興地域の指定を受けて取り組んでいます。

丘陵部の畑地帯では国営のかんがい排水事業、水田地帯では大規模区画整備事業等を実施し、農業生産基盤を整備することにより、農業の近代化、経営の合理化を進めています。

しかし、農業をとりまく環境は年々激しくなっており、専業農家が減少し、兼業農家が増加しています。農業就業者も高齢化や青年就農者の減少等により今後ますます優良農地の荒廃が進み、耕作放棄地化していく傾向が懸念されています。

旧北条町の砂丘地での遊休農地は、平成１０年（１９９８）が４１．９ｈａだったものが平成１５年（２００３）には６４．３ｈａと５年間で２２．４ｈａ、５３．５％もの増加となっています。

耕作地の推移

（単位：ha）

区 分	水 田	普通畑	樹園地
昭和 50 年	1,110	1,180	268
昭和 55 年	1,084	1,160	293
昭和 60 年	1,024	1,167	302
平成 2 年	994	1,180	290
平成 7 年	967	1,132	241
平成 12 年	816	1,004	187
平成 17 年	656	859	137
平成 22 年	834	952	113

（農林業センサス）

【課 題】

- １．耕作放棄地の解消
- ２．農業経営の合理化

2. 2. 2 生活環境

2. 2. 2. 1 大気汚染

大気汚染とは、火山噴火などの自然災害ではなく、人為的な経済、社会活動によって大気が有害物質で汚染され、人の健康や生活環境、動植物に悪影響が生じる状態のことです。

大気汚染の原因となる主な物質は、浮遊粒子状物質 (SPM) や硫黄酸化物、窒素酸化物、一酸化炭素などで、発生源は、自動車などの排出ガス、工場などからの排煙、廃棄物の焼却排ガスなどです。

県の平成 22 年度の一般環境大気測定局での測定記録は、二酸化硫黄、二酸化窒素、一酸化炭素は、環境基準を達成していますが、浮遊粒子状物質については黄砂が原因で達成しない地点がありました。また光化学オキシダントについては、環境基準 (0.06ppm 以下) を達成しませんでした。大気汚染防止法第 23 条に定める緊急時の基準 (注意報レベルの濃度 0.12ppm) には至っていません。

【課 題】

1. 良好な大気の維持

2. 2. 2. 2 水 質

本町の河川の水質は、1 級河川天神川では、2. 2. 1. 2 河川・ため池で示しているとおりの大変良好な水質が維持されています。2 級河川やその他の水路では、下記の表のとおりです。

その他の川の水質 (単位: mg/ℓ)

河 川 名	p H	B O D	S S
水質基準値	6.5～8.5	2 以下	25 以下
北 条 川	6.9	1.8	8.5
浜 寄 川	7.0	1.9	8.3
日 和 川	6.8	1.7	8.5

河川類型 A
ただし、適用は
天神川のみ

平成 13 年 (2001) ～17 年 (2005) 平均

【課 題】

1. 良好な水質の維持

2. 2. 2. 3 騒音・振動

本町は、騒音規制法、振動規制法に基づく騒音、振動を防止することにより生活環境を保全する必要があると認められる地域の指定はなされていません。しかし、騒音、振動は日常生活に深い関わりがあり、その抑制に努めなければなりません。

本町には、大きな振動を発生する工場等はなく、苦情等は出ていません。

一方、騒音については、若干の苦情はあるものの、比較的静穏な環境が維持されています。

【課 題】

1. 騒音、振動のない環境の保持

2. 2. 2. 4 悪 臭

人の生活の如何に関わらず臭気は存在します。人が嗅いでいい匂いもあれば、不快な匂いもあります。また、昼夜問わず発生している場合もあります。しかし、個人差はあるものの、悪臭は快適な生活環境を損ないます。

本町での悪臭の苦情は、家畜の飼育施設からのものが寄せられています。その発生源での対策が急がれるところですが、畜産農家を取りまく環境は厳しく対策が後手に回っていることは否めません。

【課 題】

1. 悪臭の発生防止

2. 2. 2. 5 化学物質

化学物質として近年注視されているものとして、「ダイオキシン」があげられます。人の健康に重大な影響をもたらすものとして、定期的に濃度測定を実施していく必要があります。「クリーンランドほうき」での測定結果は現在までのところすべて排水基準を下回っています。

(単位：pg/l)

区 分	ダイオキシン濃度
基 準 値	10.0000
平成 16 年度	0.00034
平成 17 年度	0.00310
平成 18 年度	0.00140
平成 19 年度	0.00089
平成 20 年度	0.00039
平成 21 年度	0.00021
平成 22 年度	0.00012

【課 題】

1. ダイオキシン等の発生防止

2. 2. 2. 6 不法投棄

本町での不法投棄の現状は、海岸部及び山間部で、自動車用タイヤ、農業用資材、家電などの不法投棄がみられます。特に、家電リサイクル法が施行された平成 13 年度（2001）以降は、家電の不法投棄が増加しています。

地権者、県の監視員の協力を得て不法投棄禁止を呼びかける看板を設置したり、不法投棄物の撤去を行ったりしていますが、未だ多くの不法投棄が行われているのが現状です。

自動販売機の周辺などでは、ジュースや酒の缶やビンが多く捨てられています。これらは、周辺的美観を損ねるとともに農地に散乱し割れるなどして農作業に危険なもの



不法投棄の状況

になっています。

【課 題】

1. 住民への啓発と指導の徹底
2. 定期的な監視体制の確立

2. 2. 2. 7 野焼き

廃棄物の処理及び清掃に関する法律が平成 13 年度（2001）改正施行され、廃棄物の野外焼却、いわゆる「野焼き」が一部の例外を除き禁止となっています。

野焼きはダイオキシン汚染をはじめとする大気汚染の原因になるため、ごみを処分する場合は、一般家庭であれば可燃物としてごみ収集日に出していただくように啓発しています。

違法な野焼きについてはほとんど無くなりましたが、寄せられている苦情のほとんどが、畑の草焼きなど焼却禁止の例外として認められている場合であり、近隣への迷惑とならないよう、農業者等へ注意喚起を行っていく必要があります。

- 例外事項
- ・森林病虫害等駆除法に基づく病虫害の付着した木の枝の焼却
 - ・災害、災害の予防、応急対策又は復旧のための廃棄物の焼却
 - ・風俗習慣上又は宗教上の行事を行うための廃棄物の焼却
 - ・農業、林業又は漁業を営むためにやむを得ないものとして行われる廃棄物の焼却

【課 題】

1. 住民への啓発と指導の徹底

2. 2. 2. 8 ペット

朝夕にペットと散歩している人を多く見かけます。これはペットの増加を意味しています。これに伴って、ふんの始末、鳴き声、疾病の予防等飼い主が守らなければいけないことに対し、飼い主のモラルが問われる事例が多く見られるようになってきました。

【課 題】

1. 動物の愛護と適正な飼育の徹底

2. 2. 3 社会環境

2. 2. 3. 1 交 通

本町の主要な道路交通網としては、海岸線を東西に走る国道 9 号や南北にのびる国道 3 1 3 号およびそれらを補完する県道、町道によって骨格が形成されています。このうち、国道 9 号は、京都と下関を結ぶ日本海側の幹線国道として年々通行量が多くなって来ています。平成 7 年（1995）の阪神大震災の際は、寸断された山陽側の道路の迂回路として重要な役割を果たしました。

平成 19 年（2007）3 月には、国道 3 1 3 号高規格道路が隣接する倉吉市まで開通しました。また、国道 9 号高規格道路も用地買収が一部終わり早期の開通が望まれています。

鉄道としては、J R 山陰本線が町の中央部を東西に横断しており、住民の生活、経済の

重要な交通機関となっています。

しかし、この路線は、単線で電化されていないため高速性が不十分でしたが、平成 15 年（1993）に線形改良、新型車両の導入によりスピードアップが図られ、米子－鳥取間を最速で 57 分で結んでいます。

バス路線としては、町内に 3 路線で運行されていますが、乗降客数は年々減少傾向にあり、その存続が危ぶまれています。

【課 題】

1. 高速道路網の早期完成
2. 路線バス運行の見直し

2. 2. 3. 2 上水道・生活排水処理

本町の上水道は、平成 22 年度末現在で行政人口 16,097 人に対し、給水人口 16,022 人で、普及率は 99.5%となっています。

上水道施設は、水源池 7 箇所では給水能力 9,077 t / 日に対し、給水実績は 5,515 t / 日です。また、配水管延長は 181.0 km です。

現在、平成 17 年（2005）10 月の合併に伴い、安定した給水を行うべく旧町の水道網を一体化する事業を行っています。今後は 1.5 km 残っている石綿管の早期更新や老朽化している西高尾水源地にかわる新水源地開発が急がれます。

生活排水処理施設としては、公共下水道 3 処理区、農業集落排水施設 1 処理区、合併処理浄化槽 1 処理区で整備を進めています。平成 22 年度末現在で整備率 96.7%、水洗化率 78.5%となっております。平成 25 年度完成に向けて計画的に整備が進められています。

【課 題】

1. 安全で安心な水道水の供給
2. 水洗化率の向上

2. 2. 3. 3 廃棄物

2. 2. 3. 3. 1 ご み

本町から出るごみは、ほうきりサイクルセンターで処理されていますが、その処理量は年々増加傾向にあります。ごみの中で一番多く占めるのが可燃ごみで全体の約 73% を占めています。

ごみは、現在 14 分別での回収を行っていますが、ごみの更なる減量化を進めるためには、排出抑制のための住民や事業者への啓発や純粋なごみと再生資源の分別を徹底することが必要になります。

【課 題】

1. ごみの減量化
2. 分別回収の徹底

2. 2. 3. 3. 2 リサイクル

本町では、平成 9 年度からごみの分別回収を実施し、ごみのリサイクルを図ってきました。その結果、平成 22 年度ではリサイクル率は、21.8%に達しています。

【課 題】

1. リサイクル率の向上



リサイクル施設見学

2. 2. 3. 4 エネルギー

鳥取県のエネルギー使用量を電力使用量でみると、緩やかな右肩上がりの傾向を示しており、平成 12 年（2000）から平成 22 年（2009）で 12.1%増加しています。本町だけのデータではありませんが、県の傾向とほぼ同じであろうと考えられます。

電力需要の推移

（単位：百万 kWh）

区 分	平成 12 年	平成 13 年	平成 14 年	平成 15 年	平成 16 年	平成 17 年
生 活 関 連 用	2,324	2,330	2,385	2,355	2,463	2,549
産 業 用 等	1,252	1,227	1,276	1,299	1,367	1,354
販売電力量合計	3,576	3,557	3,661	3,654	3,830	3,903

区 分	平成 18 年	平成 19 年	平成 20 年	平成 21 年	平成 22 年
生 活 関 連 用	2,520	2,594	2,568	2,515	2,694
産 業 用 等	1,330	1,330	1,338	1,302	1,316
販売電力量合計	3,850	3,850	3,906	3,817	4,010

データ提供：中国電力

【課 題】

1. 省エネルギーの推進
2. 新エネルギーの導入推進



北条小学校の太陽光発電設備

2. 2. 4 快適環境

2. 2. 4. 1 公園・緑地

本町には、公園施設は8箇所、広さは35.5haで年間約60万人の利用者があります。主な施設としては、お台場公園、レークサイド大栄、北条海浜広場などで多くの町民の憩いの場となっています。

また、本町にはまだたくさんの緑地が残されています。

【課題】

1. 自然と調和した公園整備
2. 緑地の保持



レークサイド大栄



北条オートキャンプ場

2. 2. 4. 2 観光・レクリエーション施設など

本町の主要な観光施設は、平成17年（2005）11月に完成した新エネルギーのシンボリックな存在の北条砂丘風力発電所、国の史跡に指定されている由良台場跡、名探偵コナンや作者青山剛昌についての展示をした青山剛昌ふるさと館、コナンのオブジェなどを配したコナン通りがあげられます。

レクリエーション施設としては、野球場、テニスコート等16の施設が町内一円に配置され、町民が広く利用できるようになっています。

【課題】

1. 歴史・文化資源の保全
2. 観光資源の活用

2. 2. 4. 3 景観

本町のビュースポットとしては、東西12.5kmに及ぶ美しい砂丘海岸で、白砂青松と称えられる防風松林地帯をバックに、心和む風景を醸し出しています。

また、山菜の里からは、北栄町内が一望できるとともに、遠くは島根半島まで見渡すことができます。

本町には、人々の心を落ち着かせるまだ多くの自然が残されています。

【課題】

1. 豊かな自然景観の保全

2. 2. 5 地球環境

2. 2. 5. 1 地球温暖化

地球の長い歴史の中では氷河期や温暖期など気温や気候は様々に変化してきました。しかし、余りに急激に変化すると、その変化に動植物が適応できず生態系が崩れます。人類に対する影響としては、異常気象による災害の発生や農作物の減少、氷河や南極の氷が溶けて海水面が上昇することによる土地の水没などがあげられます。

1860 年からの記録を見ると、現在までの 140 年間に地球の年間平均気温は約 0.3～0.6℃上昇しています。わずかと思われがちですが、地球の長い歴史からいうと、とても急激な上昇といえます。

このまま行くと、今世紀末には地球の気温は最大 5.8℃、海面の水位は最大 88cm 上昇すると予測されています。

この急激な温度上昇をもたらしているのが「温室効果ガス」と呼ばれているガスです。その中でわたしたちが日々エネルギーを取り出すために化石燃料を燃やすことによって発生する二酸化炭素が大きな影響を及ぼしていると言われています。

この温室効果ガスの増加による気温の上昇とそれに伴う様々な影響を総じて「地球温暖化問題」といっています。

1997 年京都において開催された気候変動枠組条約の目的を達成するための会議で採択されたのが「京都議定書」です。この議定書において、先進国等に対し、温室効果ガスを平成 2 年（1990）比で、平成 20 年（2008）～平成 24 年（2012）に一定数値（日本 6%）を削減することを義務づけています。

この問題を解決するためには、地域や企業の実践が極めて重要です。本町もこの問題に積極的に取り組み、町、町民、事業者が一体となって温室効果ガスの排出抑制の実践を進めることが急務になっています。

【課題】

1. 温室効果ガス排出抑制
2. 地球温暖化問題の意識啓発

2. 2. 5. 2 酸性雨

酸性雨とは、強い酸性で pH 5.6 以下の雨のことをいいます。一般に雨は大気中に含まれる二酸化炭素や火山などからの酸性物質の影響で弱い酸性になっています。しかし、近年の化石燃料の燃焼などによって排出された人為起源の酸性物質の影響で雨の酸性度が強まっています。

化石燃料の燃焼によって大気中に排出された硫黄酸化物、窒素酸化物は光化学反応などの複雑な化学反応により、硫酸や硝酸などの酸性微粒子を生成します。これらの酸性物質は雲に取り込まれたり、降水域で雨滴に取り込まれたりして、雨の酸性度を強め、酸性雨となって地上に降ることになります。このように、酸性物質は雨によって地表面に沈着する過程（湿性沈着）のほか、雨が関与しないで直接地表面に沈着する過程（乾性沈着）もあります。

酸性雨によって土壌が酸性化し、これに伴って植物の生育不良の原因となります。また、河川や地下水を通して酸性物質が湖沼に流入し、湖沼の酸性化が促進され、魚類などに影

響を及ぼし湖沼の生態系が変わってしまいます。この外に建造物や文化的遺産の腐食などの影響もでています。

環境省が行った昭和 58 年（1983）から平成 14 年（2002）までの 20 年間の酸性雨対策調査の結果、

- ・全国的に欧州並みの酸性雨が観察される。日本海側の地域では大陸に由来した汚染物質の流入が示唆された。
- ・現時点では、酸性雨による植生衰退等の生態系被害や土壌の酸性化は認められない。

ということでした。

本町もこの問題に積極的に取り組み、町、町民、事業者が一体となって酸性物質の排出抑制を進めることが急務になっています。

【課 題】

1. 酸性雨原因物質の排出抑制

2. 2. 5. 3 オゾン層の破壊

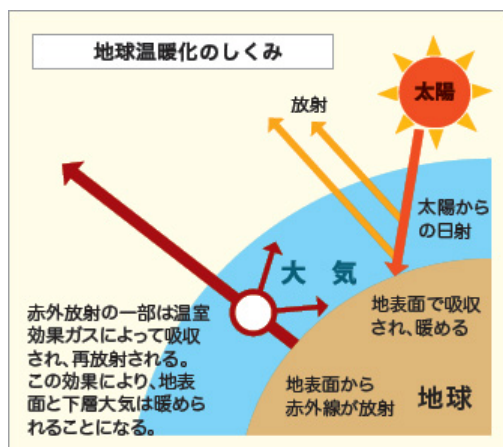
オゾン層とは、地上から 10～50 k m 上空の成層圏と呼ばれる領域のオゾン（ O_3 ）が豊富な層のことをいいます。オゾンは酸素原子 3 個からなる化学作用の強い気体で、生物にとって有害な太陽からの紫外線の多くを吸収しています。太陽からの照射光は、波長の長さで赤外線、可視光、紫外線（UV）に分類され、紫外線はさらに UV-A、UV-B、UV-C に区分されています。オゾン層は、UV-C のほとんどと、UV-B の多くを吸収し、地上の生態系を保護する役割を担っています。またこうして吸収したエネルギーによって成層圏の大気が暖まるため、地球の気候の形成に大きく関わっています。

近年、フロンに代表されるオゾン層破壊物質によって、極地上空の成層圏オゾン濃度が薄くなる減少である「オゾンホール」の発生が観測されています。これに伴い、地表への紫外線照射量が増えつつあり、皮膚がんの増加や生態系への悪影響が懸念され、地球温暖化や酸性雨などと並んで代表的な地球環境問題のひとつとしてオゾン層保護が取り組まれています。

本町もこの問題に取り組み、町、町民、事業者がそれぞれの役割分担の基でフロンの回収及び脱フロンを進めることが急務になっています。

【課 題】

1. オゾン層破壊物質の排出抑制



2. 2. 6 環境保全活動への取組状況

2. 2. 6. 1 町の取組状況

本町では、平成 18 年（2006）12 月に環境基本条例を制定し、環境政策を重点施策として推進していますが、条例制定前から様々な施策を実施してきました。以下に実施している事業を示します。

①北条砂丘風力発電所の設置

②生ゴミ処理機導入（補助率 1／3、上限 2 万円まで）

平成 16 年度まで 92 台、平成 17 年度 20 台、
平成 18 年度 25 台、平成 19 年度 10 台
平成 20 年度 16 台（補助事業終了） 計 163 台

③ペレットストーブの導入

平成 18 年度まで 1 台（北条小学校）、平成 19 年度 1 台（大栄小学校）
平成 20 年度 4 台（北条小学校 2 台、大栄小学校 1 台、北条庁舎 1 台）
平成 21 年度 2 台（大栄小学校） 計 8 台

④太陽光発電設置費補助

平成 16 年度 14 戸、平成 17 年度 3 戸、平成 18 年度 8 戸
平成 19 年度 5 戸、平成 20 年度 8 戸、平成 21 年度 26 戸
平成 22 年度 16 戸 計 80 戸

⑤合併処理浄化槽設置事業補助金

平成 16 年度まで 60 基、平成 17 年度 3 基、平成 18 年度 0 基
平成 19 年度 1 基、平成 20 年度 0 基、平成 21 年度 0 基
（補助事業終了） 計 64 基

⑥ゴミの分別回収 14 分別

⑦資源ゴミ回収報奨金制度 登録団体 100 団体（平成 22 年度末）

⑧海岸、河川清掃 海岸－自治会 年 3 回、河川－自治会 年 1 回

⑨クリーン作戦の展開 全自治会 年 2 回

⑩チームマイナス 6％に参加（チャレンジ 25 キャンペーンに移行）

⑪グリーン購入の実施

⑫北条中学校「環境教育実践モデル事業」の実施

⑬印刷用紙の裏面使用

⑭環境家計簿の記帳

平成 18 年度 216 世帯、平成 19 年度 448 世帯
平成 20 年度 493 世帯、平成 21 年度 482 世帯
平成 22 年度 493 世帯

⑮水切りモニターの実施 54 人（平成 18 年度実施）

⑯婦人会のリサイクル活動の支援（割り箸、ペットボトルキャップ等）

⑰環境学習・ごみ分別講習会の開催

⑱天ぷら油回収大作戦の実施（平成 19 年（2007）6 月から）

平成 19 年度 回収 9,300ℓ、公用車利用 7,900ℓ
平成 20 年度 回収 12,027ℓ、公用車利用 9,288ℓ

平成 21 年度 回収 12,6200 、 公用車利用 8,8520

平成 22 年度 回収 10,3170 、 公用車利用 10,4110

⑲ 温暖化ストップキャンペーン「我が家節電家族」実施

参加者 平成 19 年度 6 世帯、平成 20 年度 12 世帯

平成 21 年度 12 世帯、平成 22 年度 3 世帯

平成 23 年度 11 世帯 計 44 世帯

平成 19～23 年度参加家庭の二酸化炭素排出削減量 約 4,607 k g

⑳ リサイクルステーション設置（平成 19 年（2007）6 月大栄、北条庁舎に設置）

㉑ 壁面緑化「ゴーヤでクールビズ」の実施

㉒ ほくえい環境塾開催

㉓ こどもエコクラブ加入（町内全保育所、幼稚園、小・中学校）

㉔ 菜の花プロジェクト実施

㉕ 太陽光発電設備設置

平成 20 年度 由良保育所（5.76kW）

平成 21 年度 北条小学校（30kW）

㉖ チャレンジ 25 キャンペーンに参加

㉗ 北栄町こどもエコクラブ発表会開催 平成 21 年（2009）2 月

㉘ 第 14 回全国風サミット in ほくえい開催 平成 21 年（2009）7 月

㉙ チャレンジ 25 キャンペーンに参加

㉚ 環境にやさしい LED 防犯灯整備

平成 22 年度 町有施設（直接）14 灯、自治会等（補助）116 灯

㉛ 学校給食センターに生ごみ処理機導入 平成 22 年（2010）10 月

㉜ 鳥取県こどもエコクラブ交流会 in ほくえい開催 平成 23 年（2011）1 月

【課 題】

1. 環境への取組の推進

2. 町の率先行動



第 14 回全国風サミット in ほくえい

2. 2. 6. 2 町民の取組状況

本町での住民参加の取組としては、海岸清掃を関係自治体において年3回、河川清掃を年1回実施しています。また、クリーン作戦として全自治会周辺の清掃を年2回実施しています。

ボランティアでの道路や河川の清掃、管理も盛んに行われています。女性団体においては、ペットボトルキャップ、割り箸の回収を進めておられます。

環境学習・ごみ分別についての出前講習会も自治会毎に行われており、平成22年度には6自治会131名の開催がありました。

県が進めているアイドリングストップ運動にも積極的に登録され、平成23年（2010）3月末の登録者は604名となっています。また、鳥取県版環境管理システム（TEASⅢ種）に登録されている家庭は16家庭と、個人、家庭での環境への取り組みも行われています。

【課 題】

1. 環境保全活動を行う団体、個人の育成

2. 2. 6. 3 事業者の取組状況

本町での事業者の取組としては、平成16年度（2004）から北条中学校において「環境教育実践モデル事業」を実施し、環境問題に校内あげて取り組んでいます。

スーパーマーケットでは、トレイや牛乳パックの回収が行われています。

また、平成20年（2008）4月には、事業者、消費者、環境活動団体、県、市町村が一体となって「中部地域ノーレジ袋推進協議会」を設立し、平成20年（2008）11月10日をスタートに毎月10日を「ノーレジ袋デー」とするなど、レジ袋削減に向けた取り組みが始まりました。

【課 題】

1. 環境に配慮した経営環境の整備



割り箸回収活動



海岸清掃

2. 2. 7 環境特性と課題の抽出と整理

本町の環境に関する現状把握と課題の抽出における各分野の課題を以下にまとめます。

自然環境の保全	生息、生育環境の確保
自然との共生	河川水質の維持
	ため池の維持補修
	砂丘海岸の維持
	海岸漂着物の適正処理
	耕作放棄地の解消
	農業経営の合理化
公害の防止	良好な大気の維持
良好な環境の確保	良好な水質の維持
資源循環型社会の構築	騒音、振動のない環境の保持
	悪臭の発生の防止
	ダイオキシン等の発生防止
	不法投棄の住民への啓発と指導の徹底
	定期的な監視体制の確立
	野焼きの住民への啓発と指導の徹底
	動物の愛護と適正な飼育の徹底
	高速道路網の早期完成
	路線バス運行の見直し
	安全で安心な水道水の供給
	水洗化率の向上
	ごみの減量化
	分別回収の徹底
	リサイクル率の向上
	省エネルギーの推進
	新エネルギーの導入推進
	自然と調和した公園整備
	緑地の保持
	歴史・文化資源の保全
	観光資源の活用
	豊かな自然環境の保全
地球環境の保全	温室効果ガス排出抑制
	地球温暖化問題の意識啓発
	酸性雨原因物質の排出抑制
	オゾン層破壊物質の排出抑制
	環境への取組の推進
町、町民、事業者の協働	町の率先行動
	環境保全活動を行う団体、個人の育成
	環境に配慮した経営環境の整備

第3章 目指すべき目標の設定

3.1 望ましい環境像

平成17年（2005）10月に旧大栄町と旧北条町が合併して新町「北栄町」が誕生しました。合併にあたり、新町の将来像が示されました。

この中で、本町は、日本海に面し、美しい白砂青松の砂丘海岸線や鳥取県有数の果実・野菜を中心とした農業地域を有し、人と自然が共生する穏やかで潤いに満ちた地域であり、新町は、個性豊かで活力に満ちた地域社会を形成するために、行政能力の強化を図り、多様化する住民ニーズ、地域特性、時代の変化に柔軟に対応できるまちづくり進めるとしています。

これを受けて「北栄町環境基本計画」では、新町まちづくり計画の将来像と意を同じくして、「望ましい環境像」を以下のように設定し、その実現に向けて計画を推進していきます。

望ましい環境

『 人と自然が共生し、あたたかい心のふれあうまち 』



平成18年度風力発電所フォトコンテスト受賞作品『砂丘農家』

3. 2 基本方針

北栄町環境基本条例の基本理念及び本計画の望ましい環境像を実現するために、以下の4つの基本方針を設定します。

1. みどり豊かな豊穡の大地を守り育み、未来に引き継いでいくまちづくり

(自然環境)

本町は、白砂青松の美しい海岸とみどり豊かな豊穡の大地に恵まれ、その中で心豊かに暮らしてきました。この自然環境は、多くの動植物の生息をもたらし、川やため池そして水田などの原風景は、私たちに「なごみ」の気持ちをもたらしてくれます。この貴重な自然環境を将来の世代に引き継ぐ責務を私たちは担っています。

2. 健康で安全な暮らしのできるまちづくり

(生活環境、社会環境)

社会経済活動の拡大や資源浪費型の生活形態は、生活の利便性を高める一方で、環境への負荷を急速に増加させ、身近な地域の自然環境や生活環境に大きな影響を及ぼしてきています。

社会経済活動は、大気汚染、水質汚濁などをもたらし、資源浪費型の生活形態は、「大量生産」、「大量消費」、「大量廃棄」をもたらし、ゴミ問題をはじめとする多くの問題を引き起こしています。

そこで、私たちは、環境資源の適正な管理、資源の循環的利用、エネルギーの有効利用、廃棄物の発生及び排出抑制等を徹底して、環境への負荷の少ない持続的な発展が可能な社会の実現をめざし、町民が健康で安全かつ快適な生活がおくれる施策を推進します。

3. たいせつな地球の未来を守るためのまちづくり

(地球環境)

人の活動による地球全体の温暖化、オゾン層の破壊の進行、海洋の汚染、野生動物の種の減少など多くの問題が発生しており、早急な対策及び解決が迫られています。

この問題の解決のためには、町が、事業者が、町民一人ひとりがそれぞれ自分自身の問題としてとらえ、身近なところから取り組んでいくことが大切です。

4. みんなで手を携えて進めるまちづくり

(環境教育、学習、協働)

環境問題は、人が活動することによって引き起こされる問題です。したがって、この問題を解決するためには、その原因者である町、町民及び事業者がその原因者であることを認識し、問題解決に向けて協働で取り組んで行かなくてはなりません。

また、すべての人々がこの問題について、学習し、一人ひとりが主体性を持ち、手を携えながら良好な環境の確保に向けて取り組んでいくことが大切です。

第4章 課題の解決方法

4.1 施策の体系

望ましい環境像

人と自然が共生し、あたたかい心のふれあうまち

基本方針	基本施策	具体的施策
みどり豊かな豊穡の大地を守り育み、未来に引き継いでいくまちづくり	自然環境の保全	①動植物の生息、生育環境の保全
		②川や池や海岸の保全
	農地の保全	①環境保全型農業の推進
		②耕作放棄地対策の推進
		③元気な農家の育成
		④農地の保全
	自然とのふれあいの推進	①自然とふれあう場の保全
		②自然とふれあう機会の充実
		③自然環境を保全する人材・団体の育成
健康で安全な暮らしのできるまちづくり	生活環境の保全	①大気汚染と悪臭の防止
		②生活、工場排水対策の推進
	社会環境の保全	①騒音・振動の防止
		②上水道・下水道の推進
		③ごみの減量化の促進
		④不法投棄の防止
		⑤省エネルギーの普及推進
		⑥新エネルギーの導入推進
	快適環境の創造	①緑地の保持
		②公園施設の整備・充実
		③歴史・文化資源の保全と活用
		④景観の保全
	循環型社会の構築	①4R運動の推進
たいせつな地球の未来を守るためのまちづくり	地球温暖化対策	①温室効果ガスの排出抑制
		②地球温暖化問題の意識啓発
	酸性雨防止対策	①酸性雨原因物質の排出抑制
	オゾン層の保護	①フロンガスの排出抑制
みんなで手を携えて進めるまちづくり	環境教育、環境学習の推進	①学校、地域、家庭における環境教育の推進
		②活動団体、人材の育成
	環境情報の共有化	①環境情報の収集、整備、提供
	町、町民、事業者との協働	①協働体制の整備

4. 2 基本施策と具体的施策の展開

基本方針 1

みどり豊かな豊穡の大地を守り育み、未来に引き継いでいくまちづくり

基本施策

自然環境の保全

◇具体的施策 動植物の生息・生育環境の保全

町の取り組み	町民の取り組み	事業者の取り組み
・町内に生息・生育している動植物の分布状況の把握に努めます。 ・河川・ため池・海岸における動植物の生息・生育環境に配慮した管理を行います。 ・豊かな生態系を育む森林の保全や荒廃の防止を行います。 ・外来種の防除活動を行う町民や事業者の活動を支援します。	・貴重な動植物の保護・管理に協力します。 ・住宅や地域の緑化や保全に努めます。 ・ペットの愛護と適正な飼育に努めます。 ・外来種の防除活動に協力します。	・貴重な動植物の保護・管理に協力します。 ・町や地域の緑化や保全の活動に協力します。 ・事業活動や開発においては、動植物への影響に配慮し、周辺緑化に努めます。 ・外来種の防除活動に協力します。

◇具体的施策 川や池や海岸の保全

町の取り組み	町民の取り組み	事業者の取り組み
・川や池や海岸の整備では、環境保全に配慮します。 ・川や池や海岸の清掃活動に努めると共に、町民や事業者の活動を支援します。	・川や池や海岸の清掃活動に参加します。 ・川や池や海岸に生息している動植物をむやみに採取しません。 ・川や池に外来種などを放流しません。	・事業活動で発生する排水は、適正に処理し水質基準を守ります。 ・川や池や海岸の清掃活動に参加します。

基本施策

農地の保全

◇具体的施策 環境保全型農業の推進

町の取り組み	町民の取り組み	事業者の取り組み
・減農薬や減化学肥料などの環境へ配慮した農業とするための情報提供や支援に努めます。 ・自然環境に配慮した農地の整備に努めます。 ・有機廃棄物の堆肥化を支援します。 ・農機具や農業資材の環境に配慮した製品使用の啓発や支援に努めます。	・減農薬や有機農法で作られた農産物や加工品の使用に努めます。 ・有機廃棄物の堆肥化への協力に努めます。	・減農薬や減化学肥料などの環境へ配慮した農業とするための情報収集を行い、その実施に努めます。 ・農業廃棄物のリサイクルや適切な処分に努めます。 ・有機廃棄物の堆肥化を行うと共にその利用に努めます。 ・農機具や農業資材は、環境に配慮した製品の使用に努めます。

◇具体的施策 耕作放棄地対策の推進

町の取り組み	町民の取り組み	事業者の取り組み
・基幹作物の振興や貸農園などを整備し利用促進に努めます。 ・農業基盤整備等により農地の集積や生産組合などの組織強化に努めます。	・貸農園や体験農園を積極的に利用します。 ・身近な作物等を自ら栽培し、所有の農地の利用に努めます。	・基幹作物の振興や貸農園などの管理や利用促進に努めます。 ・農作業の組織化、共同化に努めます。

◇具体的施策 元気な農家の育成

町の取り組み	町民の取り組み	事業者の取り組み
・基幹農業者、農業後継者、新規就農者の育成に努めます。 ・地域の農産物を直売する施設整備や販売体制の強化に努めます。 ・学校給食などで地元の農産物を利用し、地産地消に努めます。	・基幹農家や新規就農者への農地の貸付に努めます。 ・地元の農産物の利用を心がけて、地産地消に努めます。	・農業後継者、新規就農者の育成に努めます。 ・地域の農産物を直売する施設を使用し販売の強化に努めます。 ・地元の農産物の利用を心がけて、地産地消に努めます。

◇具体的施策 農地の保全

町の取り組み	町民の取り組み	事業者の取り組み
・農業基盤整備を進めます。 ・農地の利活用が進む企画や観光に努めます。 ・基幹作物の振興や貸農園などを整備し利用促進に努めます。 ・農業基盤整備等により農地の集積や生産組合などの組織、強化に努めます。	・貸農園や体験農園を積極的に利用します。	・農業の振興に協力し、農地の適切な維持管理に努めます。 ・農業規模を拡大し、農地の利用拡大に努めます。 ・基幹作物の振興や貸農園などの管理や利用促進に努めます。

基本施策

自然とのふれあいの推進

◇具体的施策 自然とふれあう場の保全

町の取り組み	町民の取り組み	事業者の取り組み
・公園や緑地を整備し、自然とふれあう場の充実に努めます。	・公園や緑地の管理などに参加し、自然とふれあう場の保全に努めます。	・公園や緑地の管理などに参加し、自然とふれあう場の保全に努めます。 ・事業所内の緑地の整備を行い、自然とふれあう場の保全に努めます。

◇具体的施策 自然とふれあう機会の充実

町の取り組み	町民の取り組み	事業者の取り組み
・自然観察会等を催し、自然とふれあう機会の充実に努めます。	・自然観察会等の催しへの参加に努めます。	・自然観察会等の催しへの参加に努めるとともに、積極的に参加できる環境の整備に努めます。

◇具体的施策 自然環境を保全する人材・団体の育成

町の取り組み	町民の取り組み	事業者の取り組み
・自然環境を保全する人材・団体の育成に努めます。	・自然環境を保全する活動への参加に努めます。	・自然環境を保全する活動への参加に努めるとともに、積極的に参加できる環境の整備に努めます。

基本方針 2

健康で安全なくらしのできるまちづくり

基本施策

生活環境の保全

◇具体的施策 大気汚染と悪臭の防止

町の取り組み	町民の取り組み	事業者の取り組み
・ 公用車は、低燃費車、低公害車の導入に努めます。 ・ 環境に配慮した運転の実践と啓発に努めます。 ・ 自動車の利用を減らし、公共交通機関の利用の啓発に努めます。 ・ 野焼きを行わないよう指導と啓発に努めます。 ・ 悪臭の発生源対策を進めます。	・ 自動車は、低燃費車、低公害車の導入に努めます。 ・ 環境に配慮した運転の実践に努めます。 ・ 自動車の利用を減らし、公共交通機関の利用に努めます。 ・ 野焼きを行いません。	・ 自動車は、低燃費車、低公害車の導入に努めます。 ・ 環境に配慮した運転の実践に努めます。 ・ 自動車の利用を減らし、公共交通機関の利用に努めます。 ・ 野焼きを行わないように努めます。 ・ 廃棄物の適正な処理を行い、悪臭発生の防止に努めます。 ・ 事業活動に伴う大気汚染物質の排出基準を守ります。

◇具体的施策 生活、工場排水対策の推進

町の取り組み	町民の取り組み	事業者の取り組み
・ 河川などの水質状況を把握し、公共用水域の水質の保全に努めます。 ・ 水質汚濁の防止や水質改善について町民、事業者への啓発に努めます。 ・ 農薬、化学肥料の減量や低使用を指導し、地下水や土壌の汚染防止の指導と啓発に努めます。	・ 生活排水や廃油処理を適切に行い、公共用水域の水質汚濁防止に努めます。	・ 事業活動に伴う排水は、排出基準を守ります。 ・ 農薬、化学肥料の減量や低使用に努力します。

基本施策

社会環境の保全

◇具体的施策 騒音・振動の防止

町の取り組み	町民の取り組み	事業者の取り組み
・騒音・振動の防止について町民、事業者への啓発に努めます。	・近隣に騒音被害が出ないように努めます。	・事業活動に伴い発生する騒音・振動は、規制基準を守ります。

◇具体的施策 上水道・下水道の推進

町の取り組み	町民の取り組み	事業者の取り組み
・石綿管の早期更新を行い、安全で安心な水の供給に努めます。 ・生活環境改善として、生活排水処理施設の整備を推進します。 ・家庭、事業所の速やかな下水道への接続を指導します。	・下水道への速やかな接続を行います。	・下水道への速やかな接続を行います。

◇具体的施策 ごみの減量化の推進

町の取り組み	町民の取り組み	事業者の取り組み
・生ごみの減量化を進めます。 ・「マイバッグ運動」によりナイロン系ごみの減量化を推進します。 ・ごみ減量化を推進するための意識啓発を推進します。 ・印刷用紙の裏面利用を行い紙ごみ発生抑制や再資源化を進めます。 ・分別回収の徹底を推進します。	・生ごみを減らす工夫に努力します。 ・「マイバッグ運動」によりナイロン系ごみの減量化に努力します。 ・分別回収を徹底し可燃ごみの減量に努めます。 ・必要な物を必要なだけ購入し無駄を省く努力をします。	・事業活動において発生する廃棄物の抑制に努めます。 ・「マイバッグ運動」に協力します。 ・生ごみを減らす工夫に努力します。 ・印刷用紙の裏面利用を行い紙ごみ発生抑制や再資源化に努めます。 ・分別回収の徹底に努めます。 ・建設副産物の発生抑制や有効利用に努めます。

◇具体的施策 不法投棄の防止

町の取り組み	町民の取り組み	事業者の取り組み
・不法投棄に関する情報提供を行うとともに適正な処理に関する啓発と指導を推進します。 ・定期的な監視体制を確立し、捨てられない環境の確保に努めます。 ・看板の設置や定期的な回収作業を町民とともに行います。 ・土地の適正な管理の指導に努めます。	・ごみのポイ捨てや不法投棄はしません。 ・ペットのふんの始末はきちんとします。 ・不法投棄の防止と監視、通報に協力します。 ・土地の適正な管理に努めます。 ・定期的な回収作業に協力します。	・廃棄物の不法投棄は行わず、法令に従って処理します。 ・不法投棄の防止と監視、通報に協力します。 ・ごみのポイ捨て禁止の徹底に努めます。 ・土地の適正な管理に努めます。 ・定期的な回収作業に協力します。

◇具体的施策 省エネルギーの普及推進

町の取り組み	町民の取り組み	事業者の取り組み
・「チャレンジ25キャンペーン」に参加し、節電や節水など省エネルギーに努めます。 ・省エネルギーに関する情報の提供と啓発に努めます。 ・「環境家計簿」の実施により家庭での省エネルギーの取組を啓発します。 ・公用車は、低燃費車、低公害車の導入に努めます。 ・環境に配慮した運転の実践と啓発に努めます。 ・自動車の利用を減らし、公共交通機関の利用の啓発に努めます。 ・「省エネルギービジョン」を策定し、省エネルギーの普及促進に取り組みます。	・「家庭版環境ISO」に参加し、省エネルギーに努めます。 ・「環境家計簿」を記帳し、家庭でのエネルギー消費を把握し、省エネルギーに活かします。 ・自動車は、低燃費車、低公害車の導入に努めます。 ・環境に配慮した運転の実践に努めます。 ・自動車の利用を減らし、公共交通機関の利用に努めます。 ・省エネルギー型の機器の導入に努めます。	・「環境ISO」や「チャレンジ25キャンペーン」に参加し、節電や節水など省エネルギーに努めます。 ・自動車は、低燃費車、低公害車の導入に努めます。 ・環境に配慮した運転の実践に努めます。 ・自動車の利用を減らし、公共交通機関の利用に努めます。 ・省エネルギー型の機器の導入に努めます。

◇具体的施策 新エネルギーの導入推進

町の取り組み	町民の取り組み	事業者の取り組み
・風力発電所を利用して新エネルギーの普及啓発に努めます。 ・公共施設への太陽光発電設備などの設置に努めます。 ・使用済てんぷら油の回収を行い、B D Fの製造を促進し、資源の循環型利用に努めます。 ・住宅用太陽光発電設備設置の促進を進めます。 ・「新エネルギービジョン」を策定し、新エネルギーの普及促進に取り組みます。	・住宅用太陽光発電設備などの設置に努めます。 ・使用済てんぷら油の回収に協力します。	・事務所などに太陽光発電設備などの設置に努めます。 ・使用済てんぷら油の回収に協力します。 ・事業活動において新エネルギーの利活用が可能か調査検討に努めます。

基本施策

快適環境の創造

◇具体的施策 緑地の保持

町の取り組み	町民の取り組み	事業者の取り組み
・公共施設の緑化の推進に努めます。 ・遊休農地を利用した菜花やヒマワリなどによる農地の緑化の推進に努めます。 ・町民や事業者の緑化推進の援助や啓発に努めます。	・庭やベランダなどで花木を育て、住宅周辺の緑化に努めます。 ・緑化に関するイベントなどに参加し、緑化への理解と知識を深めることに努めます。 ・自治会などの緑化活動への積極的な参加に努めます。	・事業所などの敷地や周辺の緑化の推進に努めます。 ・緑化に関するイベントなどに参加し、緑化への理解と知識を深めることに努めます。 ・周辺自治会などの緑化活動への積極的な参加に努めます。 ・遊休農地や未利用地での緑化に努めます。 ・開発事業などに際しては、緑地の保全や緑化に努めます。

◇具体的施策 公園施設の整備・充実

町の取り組み	町民の取り組み	事業者の取り組み
・自然環境と調和した公園づくりや緑化事業の推進に努めます。 ・公園の維持管理体制を見直し、町民の憩いの場の確保に努めます。	・公園・緑地及び川辺の整備や管理の協力を努めます。 ・公園や緑地の利用では、ルールとマナーを守ります。	・公園・緑地及び川辺の整備や管理の協力を努めます。 ・公園や緑地の利用では、ルールとマナーを守ります。

◇具体的施策 歴史・文化資源の保全と活用

町の取り組み	町民の取り組み	事業者の取り組み
・歴史的・文化的遺産について正しい知識を身につけ、これらの環境資源の適正な活用を促すための情報提供に努めます。 ・歴史的・文化的遺産について調査、整備を行い、適正な活用に努めます。	・歴史的・文化的遺産についての調査に協力します。 ・歴史的・文化的遺産についての保全と活用に関心を持ち、協力します。	・歴史的・文化的遺産についての調査に協力します。 ・歴史的・文化的遺産についての保全と活用に関心を持ち、協力します。

◇具体的施策 景観の保全

町の取り組み	町民の取り組み	事業者の取り組み
・クリーン作戦などをおとし、地域の清掃活動などを支援します。 ・景観に配慮した建築物や屋外広告物などの建設や指導に努めます。 ・景観の保全機能や景観形成機能を有した農業を育成します。	・地域をきれいにするクリーン作戦などの地域の清掃活動を進めます。 ・景観を守る取組に積極的に協力します。	・地域をきれいにするクリーン作戦などの地域の清掃活動に協力します。 ・景観を守る取組に積極的に協力します。

基本施策

循環型社会の構築

◇具体的施策 4 R の運動の推進

町の取り組み	町民の取り組み	事業者の取り組み
・ 4 R の推進と啓発に努めます。 ・ 「グリーン購入法」に基づいてごみの発生が少ない製品、分別が容易な製品、再生品を多く利用した製品の利用促進に努めます。 ・ 分別回収の徹底を図り、リサイクル率の向上に努めます。 ・ 4 R に関する様々な情報の提供に努めます。 ・ 町民、事業者のリサイクル活動への協力に努めます。	・ 4 R の活動に協力します。 ・ 「グリーン購入法」に基づいた製品の購入に努めます。 ・ リサイクル品やリサイクルが可能な商品の購入に努めます。 ・ 町、事業者のリサイクル活動への協力に努めます。 ・ 分別回収の徹底を図り、リサイクル率の向上に努めます。	・ 4 R の活動に協力します。 ・ 「グリーン購入法」に基づいた製品の購入に努めます。 ・ 事業活動において廃棄物の発生抑制や排出抑制に努めます。 ・ 建設副産物の発生抑制や有効利用に努めます。 ・ リサイクル品やリサイクルが可能な商品の製造、販売購入に努めます。 ・ 町、町民のリサイクル活動への協力に努めます。 ・ 分別回収の徹底を図り、リサイクル率の向上に努めます。

基本方針 3

たいせつな地球の未来を守るためのまちづくり

基本施策

地球温暖化対策

◇具体的施策 温室効果ガスの排出抑制

町の取り組み	町民の取り組み	事業者の取り組み
・ 「チャレンジ25キャンペーン」に参加し、二酸化炭素などの排出抑制に努めます。 ・ 環境に配慮した運転の実践と啓発に努めます。 ・ 北栄町地球温暖化対策実行計画を策定し、二酸化炭素などの排出抑制に努めます。	・ 環境に配慮した運転の実践に努めます。 ・ 「家庭版環境ISO」に参加し、省エネルギーに取り組む、二酸化炭素などの排出抑制に努めます。	・ 環境に配慮した運転の実践に努めます。 ・ 「環境ISO」や「チャレンジ25キャンペーン」に参加し、二酸化炭素などの排出抑制に努めます。

◇具体的施策 地球温暖化問題の意識啓発

町の取り組み	町民の取り組み	事業者の取り組み
・地球温暖化問題の情報収集を行い、これを積極的に情報発信し、意識啓発に努めます。	・地球温暖化問題の情報収集を行い、理解を深めます。 ・地球温暖化問題のイベント等に参加、協力します。	・地球温暖化問題の情報収集を行い、理解を深めます。 ・地球温暖化問題のイベント等に参加、協力します。

基本施策

酸性雨防止対策

◇具体的施策 酸性雨原因物質の排出抑制

町の取り組み	町民の取り組み	事業者の取り組み
・自動車の使用抑制、低公害車の利用、車両整備を行い、排出ガスの抑制と啓発に努めます。 ・環境に配慮した運転の実践と啓発に努めます。 ・酸性雨問題の情報収集を行い、これを積極的に情報発信し、意識啓発に努めます。	・自動車の使用抑制、低公害車の利用、車両整備を行い、排出ガスの抑制に努めます。 ・環境に配慮した運転の実践に努めます。 ・酸性雨問題の情報収集を行い、理解を深めます。	・自動車の使用抑制、低公害車の利用、車両整備を行い、排出ガスの抑制に努めます。 ・環境に配慮した運転の実践に努めます。 ・酸性雨問題の情報収集を行い、理解を深めます。

基本施策

オゾン層の保護

◇具体的施策 フロンガスの排出抑制

町の取り組み	町民の取り組み	事業者の取り組み
・フロンガスの適正使用と排出防止の啓発に努めます。 ・オゾン層破壊物質の適正な回収と処理について啓発や指導に努めます。	・フロンガス使用機器の適正な処分に努めます。 ・代替フロンを使用した製品の使用に努めます。 ・オゾン層の破壊に関する情報収集に努めます。	・フロンガス使用機器の適正な処分に努めます。 ・代替フロンを使用した製品の使用に努めます。 ・オゾン層の破壊に関する情報収集に努めます。

基本方針 4

みんなで手を携えて進めるまちづくり

基本施策

環境教育、環境学習の推進

◇具体的施策 学校、地域、家庭における環境教育の推進

町の取り組み	町民の取り組み	事業者の取り組み
・各学校と連携を図りながら環境学習を支援します。 ・「こどもエコクラブ」などの活動を支援します。 ・環境に関する催しを開催し、町民や事業者に情報を提供します。	・「こどもエコクラブ」などの活動に参加します。 ・自治会やPTAなどの各種団体の活動をとおして、環境についての知識を深めるように努めます。 ・環境美化運動や清掃活動への積極的な参加に努めます。 ・環境に関する催しに参加し、情報収集に努めます。	・環境に関する催しに参加し、情報収集に努めます。 ・事業所内で環境教育を実施し、環境に関する研修会などへの参加を奨励します。 ・こどもエコクラブ」などの活動を支援します。 ・環境美化運動や清掃活動への参加に努めます。

◇具体的施策 活動団体、人材の育成

町の取り組み	町民の取り組み	事業者の取り組み
・環境教育の実践指導講習会などの催しの情報提供に努めます。 ・町民や事業者が行う環境に関する学習会を支援します。 ・環境団体などが行う環境ボランティアなどの育成などの活動を支援します。	・環境団体などが行う環境ボランティアなどの育成講習会等に参加し、人材の育成に努めます。	・環境団体などが行う環境ボランティアなどの育成講習会等に参加し、人材の育成に努めます。

基本施策

環境情報の共有化

◇ 具体的施策 環境情報の収集、整備、提供

町の取り組み	町民の取り組み	事業者の取り組み
・環境団体などの活動状況や町内の環境に関する情報の収集に努めます。 ・環境にやさしい生活や事業活動に関する情報の整備に努めます。 ・広報やインターネットをとおして環境に関する情報の提供に努めます。	・環境の現状や環境を守るための活動状況などの情報の収集に努めます。 ・町や事業所などからの環境に関する情報を利用し、環境学習や環境活動に活用します。	・環境の現状や環境を守るための活動状況などの情報の収集に努めます。 ・町や環境団体などからの環境に関する情報を利用し、環境学習や環境活動に利用します。 ・環境に配慮した事業活動について、調査研究するとともに、環境活動に関する情報の提供に努めます。

基本施策

町、町民、事業者との協働

◇ 具体的施策 協働体制の整備

町の取り組み	町民の取り組み	事業者の取り組み
・協働による環境保全活動の体制整備に努めます。 ・町、町民、事業者、環境団体が協働で地域の環境保全活動を推進します。	・協働による環境保全活動の体制整備に協力します。 ・町、町民、事業者、環境団体が協働で地域の環境保全活動を推進します。	・協働による環境保全活動の体制整備に協力します。 ・町、町民、事業者、環境団体が協働で地域の環境保全活動を推進します。

第5章 実行、点検、行動

5.1 推進体制の整備

環境基本計画に基づく具体的実行計画を、町、町民、事業者が連携・協働して取り組むために「ほくえい環境まもり隊」（以下「まもり隊」という。）を結成します。

この「まもり隊」は、環境問題に深く関わりのある町、町民、事業者で結成し、事務局は、生活環境課とします。

本計画の推進・管理は、「まもり隊」が行いますが、必要に応じて北栄町環境審議会の意見・提言を参考にします。

5. 2 計画の推進管理

北栄町環境基本計画を推進するにあたっては、定期的に点検・評価をし、計画の進捗状況、本町をとりまく環境、社会動向の変化に対応した見直しを計画的に行うことで、より実効性を高めます。

5. 2. 1 年次報告

毎年、環境の状況、環境の保全及び創造に関する施策の実施状況等を記載した年次報告を作成し、町民、事業者に情報発信します。そのことにより、情報を広く共有し、環境の変化、社会動向の変化に対応し、新たな課題への対応や施策の評価が可能となります。

5. 2. 2 計画の見直し

本計画の目標年次は平成28年度としていますが、計画の進捗状況、本町をとりまく環境、社会動向の変化に対応するため、中間年の平成23年度に見直しを行います。その際、町民及び事業者の意見が反映されるようにするとともに、北栄町環境審議会の意見を聴きます。

5. 3 具体的実行計画

5. 3. 1 自然環境の保全

自然環境の保全を実現するために、次のことを実行します。

【具体的取組内容】

1. 松林の防除と松食い虫被害林の除去により被害林の解消に努めます。

町内は、現在185haの松林が存在します。このうち107haにおいて防除の薬剤散布を行っています。被害林の除去は、平成17年度には160haの区域で、1,952m³、平成22年度には142haの区域で、670m³と、徐々に解消しています。

《数値目標》

平成28年度の被害林の除去量 200m³以内

2. 人工林の間伐を実施します。

森林整備計画に基づき、造林事業により森林の機能保全を図るために、間伐を実施し、下層植生（広葉樹）の回復、土砂流出防止、水源涵養、針葉樹・広葉樹の複層林化によるCO₂の吸収率アップを目指します。

対象人工林 578ha

平成17年度末までの実施面積 45ha (7.8%)

平成22年度末までの実施面積 57.1ha (9.9%)

《数値目標》

平成28年度末までに、150ha (26%) 実施

3. 河川整備において、水生物に配慮します。

町が実施する河川整備において、フナ、ウグイ、ウナギ等の生息に配慮した多自然型工法を採用します。

4. 川岸、海岸、住居地域周辺の清掃活動を実施します。

町民、事業者と協働して現在行っている清掃活動を継続して実施し、環境の美化に努めるとともに、活動の輪を広げます。

《数値目標》

川岸 1 回、海岸 3 回、住居地域周辺（クリーン作戦） 2 回

5. 特別天然記念物オオサンショウウオの保護体制を推進します。

教育委員会が主となって開発部局と工事等生息環境の変更に先立って協議を行い、また、鳥取県教育委員会・文化庁と連絡を取りながら個体の保護、棲息環境の維持、オオサンショウウオ生息情報の普及啓発に努めることで保護体制を推進します。

5. 3. 2 農地の保全

農地の保全を実現するために、次のことを実行します。

【具体的取組内容】

1. 菜の花プロジェクトを実施します。

遊休農地を利用して、景観作物の菜の花を栽培して農地の保全に努めるとともに、菜の花から植物油を作ります。できた植物油は、家庭で天ぷら油として利用してもらい、最終的にはバイオディーゼル燃料として利用し、カーボンニュートラルによるCO₂の排出削減に努めます。

平成 22 年度の栽培面積 3. 1 h a

《数値目標》

平成 28 年度末までに、10 h a で菜の花を栽培

2. 環境保全型農業を進めます。

地球温暖化防止や生物多様性保全に貢献するため、環境保全効果の高い営農活動に取り組む農業者に対して支援を行います。

5. 3. 3 自然とのふれあいの推進

自然とのふれあいを推進するために、次のことを実行します。

【具体的取組内容】

1. 地域こども教室を開催します。

地域こども教室の中で、ホタルの観察会や野鳥観察会をとおして、自然とのふれあいの推進を行います。

2. 地域こども教室をととして環境ボランティアとの協働と人材育成に努めます。

地域こども教室の企画や実施を環境ボランティアと協働で行い、ネイチャーゲーム、キャンプなどをととして、自然環境を活用した活動を行います。

3. 由良川イカダレース大会を開催します。

平成18年度に第1回が開催されたところですが、川の中でのイベントをととして、水の汚れの程度、川辺の周辺環境などを実感し、川の大切さ、環境の大切さを認識してもらいます。

5. 3. 4 生活環境の保全

生活環境の保全を実現するために、次のことを実行します。

【具体的取組内容】

1. 低公害車の導入により大気汚染の防止に努めます。

現在保有している公用車（バス、消防車を除く）で普通車11台、軽自動車39台を順次低公害車（電気自動車、ハイブリット車、低燃費かつ低排出ガス認定車など）に更新します。このことにより、大気汚染の防止、地球温暖化防止、酸性雨防止に努めます。

《数値目標》

平成28年度末導入 新規、更新車両100%

5. 3. 5 社会環境の保全

社会環境の保全を実現するために、次のことを実行します。

【具体的取組内容】

1. ごみ減量化作戦を展開します。

ごみの中で一番多く占めるのは、可燃ごみで全体の約86%を占めています。この可燃ごみを減らすことがごみ減量化につながります。その方策としては、可燃ごみに含まれる紙ごみ、生ごみの減量がもっとも効果的です。ごみの減量化についての自治会学習会や生ごみ堆肥化の取り組みで、一人一日あたりのごみの排出量を減らします。

平成22年度実績 566g／人日

《数値目標》

平成28年度目標 500g／人日

2. 不法投棄対策を進めます。

町内の不法投棄箇所を把握し、定期的なパトロールと看板の設置、不法投棄物の回収作業を行い、捨てられない環境の確保に努めます。

平成22年度末 74か所（うち撤去済49か所）

3. 安全で安心な水の供給（上水道）を行います。

現在、大栄地区－1.3 km、北条地区－5.4 km、合計6.7 km存在している石綿管の更新に着手します。

平成22年度末までの実績 残1.5 km

《数値目標》

石綿管の更新を、平成26年度末までに完了します。

4. 生活排水処理施設の整備を推進します。

公共下水道、農業集落排水施設、合併処理浄化槽で進めており、平成17年度末現在70.5%で整備が完了しています。引き続き整備を促進します。生活排水処理施設は、整備しただけではいっこうに効果がありません。各家庭の水洗化工事が行われて初めて効果を発揮します。現在78.5%のため、啓発を行い、水洗化向上を目指します。

平成22年度末までの実績 整備普及率96.7%、水洗化率78.5%

《数値目標》

整備工事を、平成25年度末までに完了します。

水洗化率を、平成28年度末までに90%に向上します。

5. 3. 6 快適環境の創造

快適環境の創造を実現するために、次のことを実行します。

【具体的取組内容】

1. 菜の花プロジェクトを実施します。（再掲）

遊休農地を利用して、景観作物の菜の花を栽培して農地の保全に努めるとともに、菜の花から植物油を作ります。できた植物油は、家庭で天ぷら油として利用してもらい、最終的にはバイオディーゼル燃料として利用し、カーボンニュートラルによるCO₂の排出削減に努めます。

平成22年度の栽培面積 3.1 ha

《数値目標》

平成28年度末までに、10 haで菜の花を栽培

2. 埋蔵文化財の調査（試掘・分布調査を含む）を行います。

3. 各種開発事業にともなう文化財全般の保護に関する協議・指導を推進します。

4. 川岸、海岸、住居地域周辺の清掃活動を実施します。（再掲）

町民、事業者と協働して現在行っている清掃活動を継続して実施し、環境の美化に努めるとともに、活動の輪を広げます。

《数値目標》

川岸1回、海岸3回、住居地域周辺（クリーン作戦）2回

5. 3. 7 循環型社会の構築

循環型社会の構築を実現するために、次のことを実行します。

【具体的取組内容】

1. グリーン購入を進めます。

町が購入する物品や役務は、品質や価格だけでなく環境に配慮した物品等を優先的に調達することにより、ごみの減量化や地球温暖化対策に努めます。

平成 22 年度調達実績 94.0%

《数値目標》

平成 19 年度調達目標 99%

平成 28 年度調達目標 100%

2. 分別回収の徹底を図ります。

現在 14 分別で実施しているごみ収集により、県内でもトップクラスのリサイクル率を誇っていますが、これの更なる徹底を図るために、自治会に対する啓発や資源ごみ回収団体の活動支援を行い、リサイクル率の向上に努めます。

平成 17 年度実績 21.6%

平成 22 年度実績 21.8%

《数値目標》

平成 28 年度目標 25%（可燃ごみ減量 157 t）

5. 3. 8 地球温暖化対策

地球温暖化を防止するために、次のことを実行します。

【具体的取組内容】

1. 住宅用太陽光発電設備の設置を推進します。

平成 18 年度末で 25 戸（0.5%）、93.26 kW の設備が設置されています。
引き続き補助事業を継続し、設置を推進します。

平成 22 年度末までの設置世帯数 2.6%（133 戸、563.66 kW）

《数値目標》

平成 28 年度末で、世帯数の 4.0%（205 戸、853 kW）

2. 公共施設に太陽光発電設備の導入を図ります。

公共施設の電力の一部を、太陽光発電によって得られた電力で賄うことにより、電力の使用量を減らし、地球温暖化防止に努めます。

また、新エネルギーの普及啓発に役立てます。

《数値目標》

平成 28 年度末 役場庁舎、学校施設、集会施設等の公共施設 50%

4. B D F 燃料製造を行います。

一般家庭で使用されている天ぷら油は、使用後は可燃ごみ等として処分されています。この使用済天ぷら油をバイオディーゼル燃料（B D F）に再生し、町のマイクロバス等の燃料として使用することにより化石燃料の使用削減、資源の循環利用に努めます。

平成 22 年度実績 10, 317ℓ

《数値目標》

平成 28 年度 B D F 燃料製造 10, 000ℓ

5. 環境家計簿の記帳を推進します。

各家庭でどれだけ C O 2 を排出しているかを認識してもらい、地球温暖化防止に向けた家庭での取組を推進します。

平成 22 年度実施世帯 493 世帯

《数値目標》

平成 28 年度の実施世帯 1, 000 世帯（21. 1%）

5. 3. 9 酸性雨防止対策

酸性雨防止対策を行うために、次のことを実行します。

【具体的取組内容】

1. アイドリングストップ運動を展開します。

駐車時等にエンジンを停止することにより、排気ガスの排出削減を行う運動を展開します。これにより大気汚染の防止、地球温暖化防止、酸性雨防止に努めます。

《数値目標》

平成 28 年度末	公用車	全台
	町民、事業所の参加率	10%

2. 低公害車の導入により大気汚染の防止に努めます。（再掲）

現在保有している公用車（バス、消防車を除く）で普通車 11 台、軽自動車 39 台を順次低公害車（電気自動車、ハイブリット車、低燃費かつ低排出ガス認定車など）に更新します。このことにより、大気汚染の防止、地球温暖化防止、酸性雨防止に努めます。

《数値目標》

平成 28 年度末導入 新規、更新車両 100%

5. 3. 10 オゾン層の保護

オゾン層の保護を行うために、次のことを実行します。

【具体的取組内容】

1. フロンガス使用機器の適正使用と処分の啓発を行います。

5. 3. 11 環境教育、環境学習の推進

環境教育、環境学習を推進するために、次のことを実行します。

【具体的取組内容】

1. 各学校での環境学習会の充実に取り組みます。

小中学校において、生徒、児童に環境保全の大切さを学んでもらう環境学習会を、環境アドバイザーなどの専門家を講師にして実施します。

すべての小中学校で鳥取県版環境管理システム認証制度（愛称テス＝T E A S）Ⅲ種の早期取得を図ります。

2. こどもエコクラブへの参加を呼びかけます。

こどもたちが主体的に行う環境保全活動及び環境学習を支援する「こどもエコクラブ」に参加を要請し、こどもたちが広く環境に関心を持ち、環境に対する人間の責任と役割を理解し、その環境保全活動に参加する態度及び環境問題解決に資する能力を育成します。

平成 22 年度 保育所、幼稚園、小・中学校 12 クラブ、1,868 人参加

3. 環境ボランティアの育成を行います。

国、県、各種団体が行っている環境ボランティア育成講習会の情報を積極的に提供し、参加を促します。

4. 地域こども教室で環境学習を行います。

地域こども教室のなかで、花植え、草刈り隊、割り箸回収などの環境活動や自然観察会やネイチャーゲームなどの自然とのふれあいの場をとおして、環境学習を行います。

5. 3. 1 2 環境情報の共有化

環境情報の共有化を行うために、次のことを実行します。

【具体的取組内容】

1. 環境に関する情報をホームページ等で公開します。

町内、国、県、各種団体で行われる環境に関する各種イベントや活動状況をホームページ等を積極的に利用して情報の提供、共有化に努めます。

5. 3. 1 3 町、町民、事業者との協働

町、町民、事業者との協働を行うために、次のことを実行します。

【具体的取組内容】

1. 地域こども教室の活動に対し協力ボランティアと連携して、花植え、草刈り隊、割り箸回収などの環境活動や自然観察会やネイチャーゲームなどの自然とのふれあいの場をとおして行う環境学習の企画と実施を行います。

2. 文化財保護に関する各種団体との連携と情報提供を行います。

資 料 編

北 栄 町 環 境 審 議 会 委 員

(任期：平成 22 年 6 月 1 日から平成 24 年 5 月 31 日)

	区 分	氏 名	所 属 等
1	学識経験者	岡崎 誠	鳥取環境大学
2		徳山 巖	北栄町自治会長会
3		河本 恒夫	北栄町教育委員会
4		引田 安子	鳥取中央農業協同組合
5		山田 準	北栄町商工会
6		池田 智恵子	ほほえみ会
7		野嶋 恵美子	北栄町婦人会
8	町民代表	山田 英明	
9		杉上 潤子	

◇北栄町環境基本条例

平成 18 年 12 月 15 日
北栄町条例第 40 号

目次

前文

第 1 章 総則（第 1 条－第 7 条）

第 2 章 環境の保全及び創造に関する基本的施策（第 8 条－第 22 条）

第 3 章 地球環境の保全への取組（第 23 条）

第 4 章 環境審議会（第 24 条－第 32 条）

附則

私たちの北栄町は、白砂青松の美しい海岸とみどり豊かな豊穡の大地に恵まれ、人々は、その中で心豊かに人生を送り、文化を育み、長い歴史を築いてきました。この環境は、町民すべての貴重な財産であり、健康で文化的な生活を営むうえで欠くことのできないものです。そして、私たちは、このすばらしい環境を将来の世代に引き継ぐ責務を担っています。

しかし、今日の社会経済活動の拡大や資源浪費型の生活形態は、生活の利便性を高める一方で、環境への負荷を急速に増加させ、身近な地域の自然環境や生活環境のみならず、すべての生物の生存基盤である地球環境にまで大きな影響を及ぼしてきています。

私たちは、このような現状を認識したうえで、より良好な環境を将来の世代に引き継いでいくためのシンボルとして風車 9 基からなる風力発電所を建設しました。風を受け、朝な夕なに回る風車は、私たちに身近な環境について考えさせるとともに、将来にわたって恵み豊かな環境の中で幸せに暮らせる持続可能な社会の実現について考えさせてくれます。

私たちは、人と自然との共生と資源の循環を基本とした、一人ひとりの行動と連携により、町の自然、歴史、文化等地域の特性を生かした環境の保全と快適な環境の創造に努めるとともに、光と水と風の織りなすより良好な環境を将来の世代に引き継いでいくことを決意し、ここに条例を制定します。

第 1 章 総則

（目的）

第 1 条 この条例は、健全で恵み豊かな環境の保全及びゆとりと潤いのある快適な環境の創造（以下「環境の保全及び創造」という。）について基本理念を定め、町、町民及び事業者の責務を明らかにするとともに、環境の保全及び創造に関する施策の基本となる事項を定めることにより、環境の保全及び創造に関する施策を総合的かつ計画的に推進し、もって現在及び将来にわたって町民が健康で安全かつ快適な生活を営むことができる良好な環境の確保に資することを目的とする。

（定義）

第 2 条 この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 「環境への負荷」とは、人の活動により環境に加えられる影響であって、環境の保全上の支障の原因となるおそれがあるものをいう。
- (2) 「地球環境保全」とは、人の活動による地球全体の温暖化又はオゾン層の破壊の進行、海洋の汚染、野生動物の種の減少その他の地球の全体又はその広範な部分の環境に影響を及ぼす事態に対する環境の保全であって、人類の福祉に貢献するとともに町民の健康で文化的な生活の確保に寄与するものをいう。
- (3) 「公害」とは、環境の保全上の支障のうち、事業活動その他の人の活動に伴って生ずる相当範囲にわたる大気汚染、水質汚濁（水質以外の水の状態又は水底の底質が悪化することを含む。）、土壌汚染、騒音、振動、地盤の沈下（鉱物の掘採のための土地の掘削によるものを除く。）及び悪臭によって、人の健康又は生活環境（人の生活に密接な関係のある財産並びに人の生活に密接な関係のある動植物及びその生育環境を含む。以下同じ。）に係る被害が生ずることをいう。

(基本理念)

第3条 環境の保全及び創造は、次に掲げる基本理念（以下「基本理念という。」）にのっとり、推進されなければならない。

- (1) すべての町民が健康で安全かつ快適な生活を営むことができる良好な環境を確保し、これを将来の世代へ継承していくこと。
- (2) 環境資源の適正な管理及び循環的な利用を図るとともに、エネルギーの有効利用を図り、環境への負荷の少ない持続的な発展が可能な社会の実現を目指すこと。
- (3) 環境の保全及び創造は、人と自然との共生を図るとともに、地域の地理的特色を生かしつつ、すべての日常生活及び事業活動において、町、町民及び事業者の公平な役割分担の下に協力して積極的にこれを推進しなければならない。
- (4) 地球環境保全は、人類共通の課題であり、すべての者がこれを自らの問題として認識し、日常生活及び事業活動における着実な取組により積極的に推進しなければならない。

(町の責務)

第4条 町は、前条に定める基本理念にのっとり、環境の保全及び創造に関し、地域の地理的特色を生かした基本的かつ総合的な施策（以下「環境施策」という。）を策定し、及び実施しなければならない。

- 2 町は、環境施策の策定及び実施において、環境の保全及び創造を優先し、環境への負荷の低減その他必要な措置を講じなければならない。
- 3 町は、町民及び事業者の自主的な環境の保全及び創造に関する取組を支援するとともに、これに協力するように努めなければならない。

(町民の責務)

第5条 町民は、基本理念にのっとり、環境の保全上の支障を防止するため、その日常生活において、資源の循環的利用、エネルギーの有効利用、廃棄物の発生又は排出の抑制等を行い、環境への負荷の低減に努めなければならない。

- 2 前項に定めるもののほか、町民は、環境の保全及び創造に自ら努めるとともに、町又は事業者が実施する環境の保全及び創造に関する施策に協力するように努めなければならない。

(事業者の責務)

第6条 事業者は、基本理念にのっとり、その事業活動において生ずる公害を防止し、又は自然環境を適正に保全するために必要な措置を講じなければならない。

- 2 事業者は、環境の保全上の支障を防止するため、その事業活動において、製品その他の物が廃棄物となった場合に、その適正な処理が図られるように必要な措置を講じなければならない。
- 3 前2項に定めるもののほか、事業者は、環境の保全上の支障を防止するため、その事業活動において、資源の循環的利用、エネルギーの有効利用、廃棄物の発生又は排出の抑制等を推進するとともに、製品その他の物が使用され、又は廃棄されることによる環境への負荷の低減に資するように努めるとともに、再生資源その他の環境への負荷の低減に資する原材料、製品及び役務等を利用するように努めなければならない。
- 4 前3項に定めるもののほか、事業者は、その事業活動において、環境の保全及び創造に自ら積極的に努めるとともに、町又は町民が実施する環境の保全及び創造に関する施策に積極的に参画し、及び協力するように努めなければならない。

(年次報告の作成)

第7条 町長は、毎年、環境の状況、環境の保全及び創造に関する施策の実施状況等を記載した年次報告を作成し、これを公表するものとする。

第2章 環境の保全及び創造に関する基本的施策

(環境施策の基本方針)

第8条 環境の保全及び創造に関する施策の策定及び実施は、基本理念にのっとり、次に掲げる事項を基本的な方針として、各種の施策相互の有機的な連携を図りつつ総合的かつ計画的に行わなければならない。

- (1) 人の健康が保護され、生活環境及び自然環境が適正に保全されるよう、大気、水、土壌その他の環境の自然的構成要素が良好な状態に保持されること。
- (2) 森林、農地、水辺地等における多様な自然環境が体系的に保全されること。
- (3) 人と自然とが共生し、豊かな触れ合いが保たれること。
- (4) ゆとりと潤いのある快適な環境を創造するため、水や緑を生かした施設の整備、地域の特性を生かした良好な景観の確保に努めること。
- (5) 環境資源の適正な管理、資源の循環的利用、エネルギーの有効利用、廃棄物の発生及び排出抑制等を徹底することにより、資源循環型社会が構築されること。
- (6) 地球温暖化の防止、オゾン層の保護等の地球環境保全が推進されること。

(環境基本計画)

第9条 町長は、環境の保全に関する施策の総合的かつ計画的な推進を図るため、環境の保全に関する基本的な計画（以下「環境基本計画」という。）を定めるものとする。

2 環境基本計画は、次に掲げる事項について定めるものとする。

- (1) 環境の保全及び創造に関する目標及び施策の方針
- (2) 前号に掲げるもののほか、環境の保全及び創造に関する施策を総合的かつ計画的に推進するために必要な事項

3 町長は、環境基本計画の策定において、町民及び事業者の意見が反映されるように努めるとともに、北栄町環境審議会の意見を聴かななければならない。

4 町長は、環境基本計画を定めたときは、遅滞なく、これを公表しなければならない。

5 前2項の規定は、環境基本計画の変更について準用する。

(施策の策定等における環境への配慮)

第10条 町は、環境に影響を及ぼすと認められる施策を策定し、及び実施において、環境基本計画との整合を図るとともに、環境への負荷の低減並びに環境の保全及び創造について配慮しなければならない。

(環境影響評価の推進)

第11条 町は、土地の形状の変更、工作物の新設その他これらに類する事業を行う事業者が、その事業の実施において、あらかじめその事業に係る環境への影響について自ら適正に調査、予測及び評価を行い、その結果に基づき、その事業に係る環境の保全について適正に配慮するため、必要な措置を講じなければならない。

(規制の措置)

第12条 町は、人の健康、公害又は生活環境に係る環境の保全上の支障を及ぼす行為又は生ずるおそれのある行為に対し、必要な規制の措置を講ずるよう努めなければならない。

(助成措置)

第13条 町は、町民及び事業者が行う環境への負荷の低減その他の環境の保全及び創造に関する活動を促進するため、予算の範囲内において助成等必要な措置を講ずるよう努めなければならない。

(施設整備等の推進)

第14条 町は、環境の保全及び創造のための公共的施設の整備について必要な措置を講ずるものとする。

(資源の循環的利用等の促進)

第 15 条 町は、環境への負荷の低減を図るため、町民及び事業者による資源の循環的利用、エネルギーの有効利用及び廃棄物の発生及び排出抑制等が促進されるように必要な措置を講ずるものとする。

2 町は、再生資源その他の環境への負荷の低減に資する原材料、製品及び役務等の利用が促進されるように必要な措置を講ずるものとする。

3 町は、環境への負荷の低減を図るため、町の施設の建設及び維持管理その他の事業において、資源の循環的利用、エネルギーの有効利用に努めるものとする。

(町民等の参加)

第 16 条 町は、環境の保全及び創造に関する施策の実施において、その施策を効果的に推進するため、町民、事業者又はこれらの者の組織する民間の団体(以下「民間団体等」という。)の参加、協力等が得られるように努めなければならない。

(環境教育及び環境学習の推進)

第 17 条 町は、環境の保全及び創造に関する教育及び学習の推進並びに広報活動の充実により、町民、事業者及び民間団体等が環境の保全及び創造についての理解を深めるとともに、自らが活動を行う意欲が促進されるように必要な措置を講ずるものとする。

(町民等の自発的な活動の促進)

第 18 条 町は、町民、事業者又は民間団体等が、自発的に行う環境の保全及び創造に関する活動が促進されるように必要な措置を講ずるものとする。

(情報の提供)

第 19 条 町は、環境の保全及び創造に関する教育及び学習の推進並びに町民、事業者又は民間団体等が自発的に行う環境の保全及び創造に関する活動の促進に資するため、環境の状況等に関する必要な情報を適切に提供するように努めるものとする。

(調査研究の実施等)

第 20 条 町は、環境の保全及び創造に関する施策の策定及び推進に必要な調査研究の実施及び情報の収集に努めるものとする。

(監視等の体制の整備)

第 21 条 町は、環境の状況を把握し、及び環境の保全及び創造に関する施策を適正に実施するために必要な監視、測定等の体制の整備に努めるものとする。

2 町は、町民、事業者及び民間団体等と連携し、環境の保全及び創造に関する施策を計画的かつ効果的に推進するために必要な体制の整備に努めるものとする。

(広域的連携)

第 22 条 町は、環境の保全及び創造を図るため、広域的な取組を必要とする施策について、国、県、他の市町村及びその他の関係機関等と連携してその推進に努めるものとする。

第 3 章 地球環境保全への取組

(地球環境保全の推進)

第 23 条 町は、地球温暖化の防止、オゾン層の保護等の地球環境保全に資する施策を推進するものとする。

2 町は、地球環境保全に関する施策の実施において、国、県、他の市町村及びその他の関係機関等と連携し、国際協力に貢献できるように努めるものとする。

第4章 環境審議会

(設置)

第24条 環境基本法(平成5年法律第91号)第44条の規定に基づき北栄町環境審議会(以下「審議会」という。)を置き、次に掲げる事項を調査審議する。

- (1) 環境基本計画に関し、第9条第3項に規定する事項
- (2) 町長の諮問に応じ、環境の保全及び創造に関する基本的事項及び重要事項

(組織)

第25条 審議会は、委員10人以内で組織する。

- 2 委員は、環境の保全に関し学識経験を有する者その他町長が適当と認める者のうちから、町長が委嘱し、又は任命する。

(任期)

第26条 委員の任期は、2年とする。ただし、補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。

- 2 委員は、再任されることができる。

(会長及び副会長)

第27条 審議会に会長及び副会長を置き、委員の互選によってこれを定める。

- 2 会長は、会務を総理し、審議会を代表する。
- 3 副会長は、会長を補佐し、会長に事故があるとき又は会長が欠けたときは、その職務を代理する。

(会議)

第28条 審議会の会議は、会長が招集し、会長が議長となる。

- 2 審議会は、在任委員の半数以上が出席しなければ、会議を開くことができない。
- 3 会議の議事は、出席委員の過半数で決し、可否同数のときは議長の決するところによる。

(関係者の出席要求)

第29条 審議会は、必要に応じ関係者の出席を求め、意見を聴くことができる。

(部会)

第30条 審議会に専門の事項を研究討論するため、部会を置くことができる。

- 2 部会に属すべき委員は、会長が指名する。

(庶務)

第31条 審議会の庶務は、環境政策課において処理する。

(委任)

第32条 この条例に定めるもののほか、審議会の運営に関し必要な事項は、町長が別に定める。

附 則

(施行期日)

- 1 この条例は、公布の日から施行する。

(北栄町環境審議会条例の廃止)

- 2 北栄町環境審議会条例(平成18年条例第5号)は、廃止する。

◇鳥取県環境の保全及び創造に関する基本条例

平成 8 年 1 0 月 8 日
鳥取県条例第 1 9 号

目次

前文

第 1 章 総則(第 1 条—第 8 条)

第 2 章 環境の保全及び創造に関する基本的施策(第 9 条—第 2 5 条)

第 3 章 地球環境保全への取組(第 2 6 条)

第 4 章 鳥取県環境審議会(第 2 7 条—第 3 6 条)

附則

私たち鳥取県民は、名峰大山に連なる緑の山並みと白砂青松の変化に富む山陰海岸に囲まれ、四季の彩り豊かな美しい県土で生活を営み、個性ある産業や文化をはぐくんできた。しかしながら、今日の大量生産・大量消費・大量廃棄型の社会経済活動の拡大は、自然の生態系や身近な生活環境へ大きな影響を及ぼし、人類の生存基盤である地球環境を損なうまでになっている。

すべての県民は、健全で恵み豊かな環境の中で健康で文化的な生活を営む権利を有するとともに、この環境を保全し、より快適な環境を創造しながら、将来の世代に継承していく責務を有している。

このため、私たち鳥取県民は、人間の営みである社会経済活動が環境に様々な影響を与えていることを認識し、地方公共団体・事業者・県民が一体となって、鳥取県の環境を保全し、より快適な環境を創造していくことに積極的に取り組まなければならない。

ここに、私たちは、現在及び将来の鳥取県民が、健全で恵み豊かな環境の恵沢を享受し、健康で文化的な生活を営むことができるよう、人と自然が共生する鳥取県を目指して、県民生活の基盤となるより良い環境を保全し、創造するとともに、将来の世代へ継承することを決意して、この条例を制定する。

第 1 章 総則

(目的)

第 1 条 この条例は、環境の保全及び快適な環境の創造(以下「環境の保全及び創造」という。)について、基本理念を定め、並びに県、市町村、事業者及び県民の責務を明らかにするとともに、環境の保全及び創造に関する施策の基本となる事項を定めることにより、環境の保全及び創造に関する施策を総合的かつ計画的に推進し、もって現在及び将来の県民の健康で文化的な生活の確保に寄与するとともに人類の福祉に貢献することを目的とする。

(定義)

第 2 条 この条例において「環境への負荷」とは、人の活動により環境に加えられる影響であって、環境の保全上の支障の原因となるおそれのあるものをいう。

2 この条例において「地球環境保全」とは、人の活動による地球全体の温暖化又はオゾン層の破壊の進行、海洋の汚染、野生生物の種の減少その他の地球の全体又はその広範な部分の環境に影響を及ぼす事態に係る環境の保全であって、人類の福祉に貢献するとともに県民の健康で文化的な生活の確保に寄与するものをいう。

3 この条例において「公害」とは、環境の保全上の支障のうち、事業活動その他の人の活動に伴って生ずる相当範囲にわたる大気汚染、水質汚濁(水質以外の水の状態又は水底の底質が悪化することを含む。)、土壌汚染、騒音、振動、地盤の沈下(鉱物の掘採のための土地の掘削によるものを除く。)及び悪臭によって、人の健康又は生活環境(人の生活に密接な関係のある財産並びに人の生活に密接な関係のある動植物及びその生育環境を含む。以下同じ。)に係る被害が生ずることをいう。

(基本理念)

- 第3条 環境の保全及び創造は、県民が健全で恵み豊かな環境の恵沢を享受するとともに、この環境を将来の世代に継承していくことを目的として行われなければならない。
- 2 環境の保全及び創造は、人と自然とが共生し、持続的な発展が可能な社会が実現されるように、環境を保全する行動及びより快適な環境を創造する行動がすべての者の公平な役割分担の下に自主的かつ積極的に行われなければならない。
- 3 地球環境保全は、地域における事業活動及び日常生活が地球環境に影響を及ぼしていることにかんがみ、すべての者の事業活動及び日常生活における着実な取組と国際協力により積極的に推進されなければならない。

(県の責務)

- 第4条 県は、前条に定める環境の保全及び創造についての基本理念(以下「基本理念」という。)にのっとり、環境の保全及び創造に関し、次に掲げる事項を確保するための基本的かつ総合的な施策を策定し、及び実施する責務を有する。
- (1) 人の健康が保護され、及び生活環境が保全され、並びに自然環境が適正に保全されるよう、大気、水、土壌その他の環境の自然的構成要素が良好な状態に保持されること。
- (2) 森林、農地、水辺地等における多様な自然環境が地域の自然的社会的条件に応じて体系的に保全されること。
- (3) 野生生物の種の保存及び多様な生態系の保護が図られること。
- (4) 人と自然との豊かな触れ合いが保たれるとともに、地域の歴史的文化的特性を生かした快適な環境が創造されること。
- (5) 地域の優れた景観が保持され、及び形成されること。
- (6) 資源の循環的利用、エネルギーの有効利用並びに廃棄物の減量化及び適正処理が促進されること。
- (7) 地球環境保全への取組が推進されること。
- (8) その他環境の保全及び創造に関し知事が必要と認める事項
- 2 県は、環境の保全及び創造を図る上で、地域住民に最もかわりのある市町村の果たす役割の重要性にかんがみ、市町村が行う環境の保全及び創造のための施策について、助言、情報の提供その他の支援を行うように努めるものとする。

(市町村の責務)

- 第5条 市町村は、基本理念にのっとり、環境の保全及び創造に関し、県の施策と相まって、その市町村の区域の自然的社会的条件に応じた施策を策定し、及び実施する責務を有する。

(事業者の責務)

- 第6条 事業者は、基本理念にのっとり、その事業活動を行うに当たっては、これに伴って生ずる公害を防止し、又は自然環境を適正に保全するために必要な措置を講ずる責務を有する。
- 2 事業者は、基本理念にのっとり、環境の保全上の支障を防止するため、その事業活動を行うに当たって、製品その他の物が廃棄物となった場合にその適正な処理が図られることとなるように必要な措置を講ずる責務を有する。
- 3 前2項に定めるもののほか、事業者は、基本理念にのっとり、環境の保全上の支障を防止するため、その事業活動を行うに当たって、製品その他の物が使用され、又は廃棄されることによる環境への負荷の低減に資するように努めるとともに、再生資源その他の環境への負荷の低減に資する原材料、役務等を利用するように努めなければならない。
- 4 前3項に定めるもののほか、事業者は、基本理念にのっとり、その事業活動に関し、環境の保全及び創造に自ら努めるとともに、県又は市町村が実施する環境の保全及び創造に関する施策に協力する責務を有する。

(県民の責務)

- 第7条 県民は、基本理念にのっとり、環境の保全上の支障を防止するため、その日常生活に伴う環境への負荷の低減に努めなければならない。
- 2 前項に定めるもののほか、県民は、基本理念にのっとり、環境の保全及び創造に自ら努めるとともに、県又は市町村が実施する環境の保全及び創造に関する施策に協力する責務を有する。

(環境白書の作成)

第8条 知事は、毎年、環境の状況並びに環境の保全及び創造に関して講じた施策及び講じようとする施策を明らかにした環境白書を作成し、これを県議会に報告しなければならない。

2 知事は、前項の環境白書を、毎年、公表しなければならない。

第2章 環境の保全及び創造に関する基本的施策

(環境基本計画の策定)

第9条 知事は、環境の保全及び創造に関する施策の総合的かつ計画的な推進を図るための基本的な計画(以下「環境基本計画」という。)を定めなければならない。

2 環境基本計画は、次に掲げる事項について定めるものとする。

(1) 環境の保全及び創造に関する目標

(2) 環境の保全及び創造に関する施策の方向

(3) 前2号に掲げるもののほか、環境の保全及び創造に関する施策を総合的かつ計画的に推進するために必要な事項

3 知事は、環境基本計画を定めるに当たっては、あらかじめ、鳥取県環境審議会の意見を聴かななければならない。

4 知事は、環境基本計画を定めたときは、遅滞なく、これを公表しなければならない。

5 前2項の規定は、環境基本計画の変更について準用する。

(県の施策の策定等に当たっての配慮)

第10条 県は、環境に影響を及ぼすと認められる施策を策定し、及び実施するに当たっては、環境の保全及び創造について配慮しなければならない。

(環境影響評価の推進)

第11条 県は、土地の形状の変更、工作物の新設その他これらに類する事業を行う事業者が、その事業の実施に当たりあらかじめその事業に係る環境への影響について自ら適正に調査、予測及び評価を行い、その結果に基づき、その事業に係る環境の保全について適正に配慮することを推進するため、必要な措置を講ずるものとする。

(規制の措置)

第12条 県は、公害の原因となる行為及び自然環境の適正な保全に支障を及ぼすおそれがある行為に関し、必要な規制の措置を講じなければならない。

2 前項に定めるもののほか、県は、環境の保全上の支障を防止するため、必要な規制の措置を講ずるように努めるものとする。

(誘導的措置)

第13条 県は、環境の保全上の支障を防止するため、事業者又は県民が自らの行為に係る環境への負荷の低減のための施設の整備その他の適切な措置をとるように誘導することに努めるものとする。

(環境の保全に関する施設の整備その他の事業の推進)

第14条 県は、緩衝地帯その他の環境の保全のための公共的施設の整備及び河川、湖沼の水質の浄化その他の環境の保全のための事業を推進するため、必要な措置を講ずるものとする。

2 県は、下水道、廃棄物の公共的な処理施設その他の環境の保全に資する公共的施設の整備及び森林の整備その他の環境の保全に資する事業を推進するため、必要な措置を講ずるものとする。

(人と自然とが触れ合う快適な環境の創造)

第15条 県は、人と自然とが触れ合う快適な環境を創造するため、公園、緑地その他の公共的施設の整備その他の自然環境の適正な整備及び健全な利用のための事業の推進に必要な措置を講ずるものとする。

(地域の特性を生かした快適な環境の創造)

第16条 県は、前条に規定するもののほか、優れた景観、水と緑に親しむことができる生活空間、歴史的文化的資源を活用した環境その他の地域の特性を生かした快適な環境を創造するため、必要な措置を講ずるように努めるものとする。

(資源の循環的利用等)

第 17 条 県は、環境への負荷の低減を図るため、事業者及び県民による資源の循環的な利用及びエネルギーの有効利用が促進されるように必要な措置を講ずるものとする。

2 県は、環境への負荷の低減を図るため、県の施設の建設及び維持管理その他の事業の実施に当たり、資源の循環的利用及びエネルギーの有効利用に努めるものとする。

(廃棄物対策の促進)

第 18 条 県は、環境への負荷の低減を図るため、県、市町村、事業者及び県民が協力して廃棄物の減量化及び適正な処理が促進されるように必要な措置を講ずるものとする。

(環境教育及び環境学習の推進等)

第 19 条 県は、環境の保全及び創造に関する教育及び学習の推進並びに広報活動の充実により事業者及び県民が環境の保全及び創造についての理解を深めるとともにこれらの者の環境の保全及び創造に関する活動の意欲を高めるようにするため、必要な措置を講ずるものとする。

(民間団体等の自発的活動の促進)

第 20 条 県は、事業者、県民又はこれらの者の組織する民間の団体(以下「民間団体等」という。)が自発的に行う緑化活動、再生資源に係る回収活動その他の環境の保全及び創造に関する活動が促進されるように必要な措置を講ずるものとする。

(情報の提供)

第 21 条 県は、第 19 条の環境教育及び環境学習の推進並びに前条の民間団体等の自発的に行う環境の保全及び創造に関する活動の促進に資するため、個人及び法人の権利利益の保護に配慮しつつ環境の保全及び創造に関する必要な情報を適切に提供するように努めるものとする。

(調査研究の実施)

第 22 条 県は、環境の保全及び創造に関する施策を適正に実施するため、公害の防止、自然環境の適正な保全、地球環境保全その他の環境の保全及び創造に関する事項について、情報の収集に努めるとともに、科学的な調査及び研究の実施並びに技術の開発及びその成果の普及に努めるものとする。

(監視等の体制の整備)

第 23 条 県は、環境の状況を的確に把握し、及び環境の保全及び創造に関する施策を適正に実施するために必要な監視、巡視、測定等の体制の整備に努めるものとする。

(推進体制の整備)

第 24 条 県は、市町村、事業者及び県民と連携し、環境の保全及び創造に関する施策を積極的に推進するための体制の整備に努めるものとする。

(国等との協力)

第 25 条 県は、環境の保全及び創造を図るため、広域的な取組を必要とする施策について、国及び他の地方公共団体(以下「国等」という。)と協力して、その推進に努めるものとする。

第 3 章 地球環境保全への取組

(地球環境保全への取組)

第 26 条 県は、県、市町村、事業者及び県民がそれぞれの役割に応じて地球環境保全に資するよう行動するための指針を定め、その普及及び啓発に努めるとともに、これに基づく行動を推進するものとする。

2 県は、国等及びその他の関係機関と連携し、地球環境保全に関する調査及び研究、情報の提供、技術の活用等により、地球環境保全に関する国際協力の推進に努めるものとする。

第 4 章 鳥取県環境審議会

(設置)

第 27 条 次に掲げる事務を行わせるため、鳥取県環境審議会(以下「審議会」という。)を設置する。

(1) 環境基本計画に関し、第 9 条第 3 項に規定する事項を処理すること。

(2) 知事の諮問に応じ、環境の保全及び創造に関する基本的事項及び重要事項を調査審議

すること。

(3) 環境基本法(平成5年法律第91号)第43条第1項及び自然環境保全法(昭和47年法律第85号)第51条第2項に規定する事項を調査審議すること。

(4) 前3号に掲げるもののほか、法令又は条例の規定によりその権限に属させられた事務
(平13条例44・一部改正)

(組織)

第28条 審議会は、委員30人以内で組織する。

2 委員は、次に掲げる者のうちから、知事が任命する。

(1) 県議会議員

(2) 学識経験者

(3) 関係行政機関の職員

(平13条例44・一部改正)

(任期)

第29条 委員の任期は、2年とする。ただし、補欠又は増員により任命された委員の任期は、前任者又は現任者の残任期間とする。

2 委員は、再任されることができる。

(平13条例44・一部改正)

(特別委員)

第30条 審議会に、特別の事項を調査審議させるため、必要に応じ特別委員を置くことができる。

2 特別委員は、学識経験者のうちから、知事が任命する。

3 特別委員は、当該特別の事項に関する調査審議が終了したときは、解任されるものとする。

(会長及び副会長)

第31条 審議会に、会長及び副会長それぞれ1人を置き、委員の互選によりこれを定める。

2 会長は、会務を総理する。

3 副会長は、会長を補佐し、会長に事故があるとき、又は会長が欠けたときは、その職務を代理する。

(会議)

第32条 審議会の会議は、会長が招集し、会長が議長となる。

2 審議会は、在任委員及び議事に関係のある特別委員の半数以上が出席しなければ、会議を開くことができない。

3 会議の議事は、出席した委員及び議事に関係のある特別委員の過半数で決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

(部会)

第33条 審議会は、その定めるところにより、部会を置くことができる。

2 部会に属すべき委員及び特別委員は、会長が指名する。

3 審議会は、その定めるところにより、部会の議決をもって審議会の議決とすることができる。

4 前2条の規定は、部会の運営について準用する。

(平13条例44・一部改正)

(幹事)

第34条 審議会に、幹事を置く。

2 幹事は、県の職員のうちから、知事が任命する。

3 幹事は、会長の命を受け、審議会の所掌事務について委員を補佐する。

4 幹事は、審議会又は部会の会議に出席し、意見を述べることができる。

(庶務)

第35条 審議会の庶務は、生活環境部において処理する。

(雑則)

第36条 この条例に定めるもののほか、審議会の運営に関し必要な事項は、審議会が定める。

附 則

(施行期日)

- 1 この条例は、公布の日から施行する。
(鳥取県環境審議会条例の廃止)
- 2 鳥取県環境審議会条例(平成 6 年 7 月鳥取県条例第 19 号)は、廃止する。
(審議会の委員に関する経過措置)
- 3 この条例の施行の際現に前項の規定による廃止前の鳥取県環境審議会条例第 2 条第 2 項又は第 6 条第 2 項の規定により審議会の委員又は特別委員に任命されている者は、第 28 条第 2 項又は第 30 条第 2 項の規定により審議会の委員又は特別委員に任命されたものとみなす。
この場合において、当該委員の任期は、第 29 条の規定にかかわらず、平成 9 年 2 月 7 日までとする。
(鳥取県公害防止条例の一部改正)
- 4 鳥取県公害防止条例(昭和 46 年 10 月鳥取県条例第 35 号)の一部を次のように改正する。
〔次のよう〕略
(鳥取県自然環境保全条例の一部改正)
- 5 鳥取県自然環境保全条例(昭和 49 年 10 月鳥取県条例第 41 号)の一部を次のように改正する。
〔次のよう〕略

附 則(平成 13 年条例第 44 号)

(施行期日)

- 1 この条例は、規則で定める日から施行する。
(平成 13 年規則第 66 号で平成 13 年 10 月 1 日から施行)
(鳥取県自然環境保全審議会条例の廃止)
- 2 鳥取県自然環境保全審議会条例(昭和 47 年鳥取県条例第 41 号)は、廃止する。
(審議会の委員の任期に関する経過措置)
- 3 この条例の施行の日以後に改正後の鳥取県環境の保全及び創造に関する基本条例第 28 条第 2 項の規定により最初に任命される委員の任期は、同条例第 29 条第 1 項の規定にかかわらず、2 年とする。
(鳥取県立自然公園条例の一部改正)
- 4 鳥取県立自然公園条例(昭和 38 年鳥取県条例第 2 号)の一部を次のように改正する。
〔次のよう〕略
(鳥取県自然環境保全条例の一部改正)
- 5 鳥取県自然環境保全条例(昭和 49 年鳥取県条例第 41 号)の一部を次のように改正する。
〔次のよう〕略

◇ 関 連 法 令

悪臭防止法

オゾン層保護法

改正地球温暖化対策推進法

海洋汚染防止法

化学物質審査規制法

家電リサイクル法（特定家庭用機器再商品化法）

環境影響評価法（アセスメント法）

環境基本法

グリーン購入法（国等による環境物品等の調達の推進等に関する法律）

建設リサイクル法（建設工事に係る資材の再資源化等に関する法律）

資源有効利用促進法（資源の有効な利用の促進に関する法律）

自動車リサイクル法（使用済自動車の再資源化等に関する法律）

種の保存法（絶滅のおそれのある野生動植物の種の保全に関する法律）

循環型社会形成推進基本法

省エネ法（エネルギーの使用の合理化に関する法律）

食品リサイクル法（食品循環資源の再生利用などの促進に関する法律）

振動規制法

水質汚濁防止法

騒音規制法

大気汚染防止法

地球温暖化対策の推進に関する法律

特定有害廃棄物等の輸出入等の規制に関する法律

都市計画法

土壌汚染対策法

農用地の土壌の汚染防止等に関する法律

廃棄物処理法（廃棄物の処理及び清掃に関する法律）

P R T R 法（化学物質排出把握管理促進法）

容器包装リサイクル法（容器包装に係る分別収集及び再製品化の促進などに関する法律）

◇ I S O 1 4 0 0 1

I S O とは、国際標準化機構(International Organization For Standardization)の略で、工業製品の国際規格を決めている機関です。J I S の世界版のことです。

平成 4 年(1992)ブラジル・リオで開催された通称地球サミット(地球環境会議)において地球環境問題が議論され、行動計画「アジェンダ 2 1」が採択されました。この計画を的確にフォローする目的で平成 8 年(1996)9 月に制定されたのが、I S O 1 4 0 0 0 S (シリーズ)『環境マネジメントシステム規格』です。I S O 1 4 0 0 0 S のうちの中核となる I S O 1 4 0 0 1 は、環境マネジメントシステム(EMS)をどのように構築すればよいかを定めた仕様書です。

◇ I P C C (Intergovernmental Panel on Climate Change) 政府間機構

気候変動に関する政府間パネルのことです。現在は、地球温暖化に関する最新の知見の評価を行っています。本来は、W M O (the World Meteorological Organization: 世界気象機構)の一機関であり、国際連合の気候変動枠組条約とは直接関係のない組織でしたが、条約の交渉に同組織がまとめた報告書が活用されたこと、また、条約の実施にあたり科学的調査を行う専門機関の設立が遅れたことから、I P C C が当面の作業を代行することとなり現在に至っています。I P C C 自体が、各国への政策提言等を行うことはありませんが、国際的な地球温暖化問題への対応策を科学的に裏付ける組織として、間接的に大きな影響力を持っています。

◇ アジェンダ 2 1

平成 4 年(1992)にリオデジャネイロで開催された国連環境開発会議で採択された文書のひとつで、21 世紀に向けて持続可能な開発を実現するための具体的な行動計画である。

4 部構成全 4 0 章からなり英文で 500 ページにも及ぶ。第 1 部「社会的／経済的側面」、第 2 部「開発資源の保全と管理」、第 3 部「NGO、地方政府など主たるグループの役割の強化」、第 4 部「財源／技術などの実施手段」となっており、女性や貧困、人口、居住などの幅広い分野をカバーしている。アジェンダ 2 1 の実施状況をレビュー監視するために、国連に「持続可能な開発委員会(CSD)」が設置されている。また 1997 年の国連環境特別総会ではそれまでのレビュー結果を総括して「アジェンダ 2 1 の更なる実施のためのプログラム」が採択された。また国レベルや地方自治体レベルでアジェンダ 2 1 の行動計画やローカルアジェンダが策定されている。

◇ 硫黄酸化物(S O x)

硫黄の酸化物の総称。一酸化硫黄(S O)、二酸化硫黄(亜硫酸ガス)(S O₂)、三酸化硫黄(S O₃)などが含まれる。化学式から S O_x(ソックス)と略称される。石油や石炭など硫黄分が含まれる化石燃料を燃焼させることにより発生する。大気汚染や酸性雨などの原因の一つとなる有毒物質。また、自然界においても火山ガスなどに含まれている。

◇イタイイタイ病

富山県神通川流域の婦中町周辺で多発した公害病で四大公害のひとつとされています。骨が脆くなって体のあちこちで骨折し、患者がいつも痛い痛いと呼ぶので、この名が付けられました。

原因とされるカドミウムの汚染源は、神通川上流の岐阜県神岡町にある三井金属鉱業 神岡鉱業所で、亜鉛を製錬した後に出るカドミウムを含んだ排水をそのまま神通川に流していたために水質と土壌の汚染を招きました。イタイイタイ病は、同地域の汚染された農作物や飲料水を通じてカドミウムを長期間摂取したことにより引き起こされた腎障害と骨軟化症を主症状とする慢性カドミウム中毒とされています。

◇一般廃棄物

産業廃棄物以外の廃棄物をいいます。

◇エコショップ

ごみの減量化やリサイクルに積極的に取り組む小売店を認定し、住民と事業者の協力によるごみの減量化・リサイクルの推進を目指した制度又は認定された店

◇エコマーク

(財)日本環境協会が、認定、告知している生活の中で環境を汚さない、環境を改善できる商品と認定されたものです。

ecology mark の頭文字をかたどった人間の手がやさしく地球を抱くデザインで、「私たちの手で地球環境を守ろう」という気持ちを表現しています。



◇エコライフ

わたしたちの生活がまわりの環境やわたしたち自身に影響を及ぼしている現状を認識し、少しずつでも何らかの行動を起こしていけるような生活スタイル。

◇SS (suspended solids) 浮遊物質

水中に浮遊する直径 2 mm 以下の物質の量です。川底に溜まったり魚などに付着します。これが増大すると、色や濁りが生じ、透過率が低下するために、魚などに影響が現れます。

◇オゾン層

オゾン層とは地球の大気中でオゾンの濃度が高い部分のことです。オゾンは、地上から約 20 ～ 50 km ほどの成層圏に多く存在し、特に地上から 20 ～ 25 km の高さで最も密度が高くなっています。

オゾン層は、太陽からの有害な紫外線の多くを吸収し、地上の生態系を保護する役割を果たしています。オゾン層が破壊され地表に有害な紫外線が増えると、皮膚がんや結膜炎などが増加すると考えられています。

◇オゾンホール

成層圏オゾンの破壊が進み、毎年春先に南極上空で濃度が急速に減り、周辺に比べて穴があいたように低濃度部位が観測されることから名づけられた現象です。

◇温室効果ガス

温室効果ガスとは、大気圏にあって、地表から放射された赤外線の一部吸収することにより温室効果をもたらす気体の総称であり、水蒸気、対流圏オゾン、二酸化炭素、メタンなどが該当します。

◇家庭版環境 I S O

I S O 1 4 0 0 1 の家庭版のことをいいます。環境マネジメントシステムの正式な認証を取得するのではなく、各家庭で無理なく環境にやさしい生活を長続きしていただくための仕組みのことです。

◇家電リサイクル法

家電リサイクル法とは、「特定家庭用機器再商品化法」のことで、廃棄物の減量、資源の有効利用の観点から、廃棄物リサイクル推進の新たな仕組みを構築する為に制定された法律です。

この法律では、エアコン、テレビ、冷蔵庫、洗濯機の 4 品目が特定家庭用機器として指定され、小売業者は「排出者からの引き取りと製造業者等への引渡し」、製造業者等は「引き取りとリサイクル」といった役割をそれぞれが分担しリサイクルを推進することが義務付けられています。

◇環境家計簿

日々の生活において環境に負荷を与える行動や環境によい影響を与える行動を記録し、必要に応じて点数化したり、収支決算のように一定期間の集計を行ったりするものです。「家計簿」に記録することで金銭を巡る家庭の活動を把握・解析するのと同様に、「環境家計簿」をつけることで金銭では表わせないものも含めて、環境を巡る家庭の活動の実態を把握しようとするものです。

◇環境基準

環境基準とは、人の健康の保護および生活環境の保全のための目標であり、環境基本法第 16 条に基づいて設定されるものです。

環境基準は、「維持されることが望ましい基準」で、行政上の政策目標であり、大気汚染、水質汚濁（地下水を含む。）、土壌汚染、騒音を対象に設定されています。

◇環境負荷

環境負荷とは、環境に与えるマイナスの影響のことです。環境負荷には、人工的に発生するもの（廃棄物、公害、土地開発、焼畑、干拓、戦争、人口増加など）や、自然的に発生するものがあります。

◇環境マネジメントシステム

環境マネジメントシステムとは、企業や団体等が環境方針や目標等を設定し、また、それら達成に向けた取組を実施するための、組織の計画・体制・プロセス等のことです。

国際的な環境マネジメントシステム規格として、もっとも重要なものが I S O 1 4 0 0 1 であり、認証取得組織が増加しつつあるが、中小企業など向けに負担の軽い規格もいくつか制定されてきています。

◇京都議定書

平成 9 年（1997）年 12 月京都で開催された C O P 3 で採択された気候変動枠組条約の議定書をいいます。ロシアの締結を受けて発効要件を満たし、2005 年 2 月に発効しました。平成 17 年（2005）年 8 月現在の締約国数は、152 カ国と欧州共同体となっています。日本は平成 10 年（1998）年 4 月 28 日に署名し、平成 14 年（2002）年 6 月 4 日に批准しています。

先進締約国に対し、平成 20 年（2008）～平成 24 年（2012）の第一約束期間における温室効果ガスの排出を平成 2 年（1990）比で、5. 2 %（日本 6 %、アメリカ 7 %、EU 8 %など）削減することを義務付けています。

◇グリーン購入法

グリーン購入法とは、「国等による環境物品等の調達の推進等に関する法律」で、国が物品を購入する際には環境に配慮されたものを購入しなければならないとするものです。たとえば、再生紙のノートや低公害車などであります。地方公共団体は国に準ずるものとされ、民間は努力規定となっています。

◇グリーンマーク

グリーンマークは、古紙を原料に再生利用した製品のための目印です。環境ラベリング制度の一つで、古紙の利用を拡大し、紙のリサイクルの促進を図ることを目的としています。



◇建設リサイクル法

建設リサイクル法とは、「建設工事に係る資材の再資源化等に関する法律」で、特定の建設資材について、その分別解体等及び再資源化等を促進するための措置を講ずるとともに、解体工事業者について登録制度を実施すること等により、再生資源の十分な利用及び廃棄物の減量等を通じて、資源の有効な利用の確保及び廃棄物の適正な処理を図り、もって生活環境の保全及び国民経済の健全な発展に寄与することを目的としている法律です。

◇公害国会

昭和 45 年（1970）11 月末に開かれた臨時国会（第 64 回国会）は、当時の公害対策を求める世論、社会的関心の高さにこたえて公害問題に関する集中的な討議が行われたことから「公害国会」と呼ばれました。政府は、全国各地で問題化していた公害への対処には公害関係法制の抜本的整備が必要と認識し、公害対策基本法改正案をはじめとする公害関係 14 法案を提出し、そのすべてが可決成立しました。このときの法体系整備のポイントを上げると次のとおりです。（1）公害対策が経済優先ではないかとの批判に対し、いわゆる「調和条項」を削除し、国の基本的姿勢を明確にしました。（2）大気汚染、水質汚濁では従来の指定地域での規制から全国規制に、また、規制対象物質を拡大し規制強化を図りました。（3）事業者の基準遵守の指導権限をほぼ全面的に地方に委譲し、また、上乗せ規制の規定を明確化して地方自治体の権限を強化しました。

◇公害対策基本法

昭和 35 年（1960）代後半になって、それまでの「ばい煙規制法」や「水質 2 法」などの個々の対症療法的な規制では不十分であり、公害対策の基本原則を明らかにし、総合的に推進していくことが重要という考えのもとに、昭和 42 年（1967）7 月に制定された公害防止対策の基本となる法律です。

国民の健康で文化的な生活を確保するうえにおいて公害の防止がきわめて重要であることを明確化し、公害の定義、国・地方公共団体・事業者の責務、白書の作成、公害防止計画、紛争処理、被害者救済、費用負担、公害対策審議会などを定めていました。また、汚染者負担の原則や行政目標となる環境基準も本法で定められたものです。平成 5 年（1993）の「環境基本法」の成立により廃止となっていますが、内容の大部分はそのまま引継がれています。

◇光化学オキシダント

光化学オキシダントは、光化学スモッグの原因となる酸化性物質の総称です。

工場や自動車から排出される窒素酸化物及び炭化水素類（揮発性有機化合物）を主体とする一次汚染物質が、太陽の紫外線照射を受けて光化学反応を起こすことによって、オゾンなどの酸化性物質やアルデヒドなどの還元性物質といった二次汚染物質を生成します。この二次汚染物質のほとんどがオゾンです。光化学反応により生成される酸化性物質のうち、二酸化窒素を除いたものを「光化学オキシダント」と呼びます。

光化学オキシダントは光化学スモッグの原因となり、高濃度では粘膜への影響などが知られているほか、農作物などへの影響も報告されています。また、オゾンは二酸化炭素よりもはるかに強力な温室効果を持つとされています。

◇光化学スモッグ

工場、自動車などから排出される窒素酸化物や炭化水素が一定レベル以上の汚染の下で紫外線による光化学反応で生じた『光化学オキシダント』や視程の低下を招く粒子状物質（エアロゾル）を生成する現象、あるいはこれらの物質からできたスモッグ状態のことをいいます。

◇こどもエコクラブ

こどもたちの将来にわたる環境の保全への高い意識を醸成し、環境への負荷の少ない持続可能な社会を構築するため、次世代を担うこどもたちが、地域の中で仲間と一緒に主体的に地域環境、地球環境に関する学習や具体的な取組・活動が展開できるよう支援しているクラブです。

◇砂漠化

砂漠化とは、植生に覆われた土地が不毛地になっていく現象をいいます。乾燥帯の移動など気候の変化による自然現象としての砂漠化もありますが、今日問題となっている砂漠化の多くは人間の活動が原因となる人為的な行為によって引き起こされたものであり、砂漠化は気候変化の原因ともなっています。

◇産業廃棄物

産業廃棄物とは、廃棄物処理法（廃棄物の処理及び清掃に関する法律）では、次に掲げる廃棄物をいいます。

1. 事業活動に伴って生じた廃棄物のうち、燃え殻、汚泥、廃油、廃酸、アルカリ、廃プラスチック類その他政令で定める廃棄物
2. 輸入された廃棄物（前号に掲げる廃棄物、船舶及び航空機の航行に伴い生ずる廃棄物（政令で定めるものに限る。第十五条の四の三第一項において「航行廃棄物」という。）並びに本邦に入国する者が携帯する廃棄物（政令で定めるものに限る。同項において「携帯廃棄物」という。）を除く。）

産業廃棄物のうち、爆発性、毒性、感染性など人の健康又は生活環境に係る被害を生ずるおそれがあるものを特別管理産業廃棄物といいます。一般のごみは市町村に処理責任があるのに対し、産業廃棄物は排出企業に処理責任（下記参照）があります。そのため、廃棄に当たっては、原則として市町村等の処理施設へ搬入することができず、許可を受けた産業廃棄物処理事業者へ処理委託するなどを行わなければなりません。

◇酸性雨

酸性雨（さんせいう）とは、環境問題の一つとして問題視される現象で、大気汚染により降る酸性の雨のことを指します。狭義にはpH 5.6以下の雨のことを酸性雨と呼びますが、広くはこれに雪、霧や粉じん、ガス状物質などを含め、地表を酸性にする上空からの酸性降下現象を含めて考えます。雨や雪、霧などの湿性降下物と、粉じんやガス状物質の乾性降下物を合わせて酸性降下物と呼びます。

◇自動車リサイクル法

自動車リサイクル法とは、使用済自動車の再資源化等に関する法律のことで、使用済自動車のリサイクルと適正な処理を図るため、自動車製造業者にリサイクルの責任を果たすことを義務づけ、また、ユーザーにシュレッダーダスト、エアバッグ、フロン類の処理にかかる費用を負担することを義務づけています。

◇循環型社会

循環型社会とは、製品等が廃棄物となることが抑制され、並びに製品等が循環資源となった場合においてはこれについて適正に循環的な利用が行われることが促進され、及び循環的な利用が行われない循環資源については適正な処分が確保され、もって天然資源の消費を抑制し、環境への負荷ができる限り低減される社会をいいます。

◇食品リサイクル法

食品リサイクル法とは、「食品循環資源の再生利用等の促進に関する法律」のことで、食品循環資源の再生利用並びに食品廃棄物等の発生の抑制及び減量に関し基本的な事項を定めるとともに、食品関連事業者による食品循環資源の再生利用を促進するための措置を講ずることにより、食品に係る資源の有効な利用の確保及び食品に係る廃棄物の排出の抑制を図るとともに、食品の製造等の事業の健全な発展を促進し、もって生活環境の保全及び国民経済の健全な発展に寄与することを目的としている法律です。

◇生態系

ある一定の区域に存在する生物と、それを取り巻く非生物的環境をまとめ、ある程度閉じた一つの系と見なすとき、これを生態系と呼んでいます。

◇ダイオキシン類

炭素と塩素を含む有機化学物質の一種で合わせて210種類からなる化学物質群の総称で、毒性が強く皮膚炎、肝臓障害、奇形児、癌の発生が懸念されています。

◇地球温暖化

化石燃料の燃焼やその他の人間活動（農業や森林破壊など）によって、二酸化炭素、メタン、フロンなどの温室効果ガスが増加したことにより、地球表面の大気や海洋の平均温度が上昇することを言います。

◇チームマイナス6%

地球温暖化防止のために、京都議定書で義務付けられた6%（平成2年（1990）比）の日本の温室効果ガス削減数値目標を達成するための国民運動のことをいいます。平成17年（2005）4月に環境省により提唱され、チームへの登録、交流、情報提供の場として、「チーム・マイナス6%」のホームページが開設されました。「チーム・マイナス6%」は二酸化炭素の削減のために、「温度調節で減らそう」、「水道の使い方減らそう」、「商品の選び方で減らそう」、「自動車の使い方減らそう」、「買い物とゴミで減らそう」、「電気の使い方減らそう」といった6つのアクションを提案しています。北栄町は、平成18

年（2006）4月25日に登録承認を受けて活動しています。

◇低公害車

大気汚染物質の排出が少なく、環境への負荷が少ない自動車のことをいいます。狭義には電気自動車、メタノール自動車、圧縮天然ガス（CNG）自動車及びハイブリッド自動車（HV）の4車種を指しています。

◇窒素酸化物

窒素の酸化物の総称であり、一酸化窒素、二酸化窒素、一酸化二窒素、三酸化二窒素、五酸化二窒素などが含まれます。通称ノックス（NO_x）ともいいます。

大気汚染物質としての窒素酸化物は一酸化窒素、二酸化窒素が主です。工場の煙や自動車排気ガスなどの窒素酸化物の大部分は一酸化窒素ですが、これが大気環境中で紫外線などにより酸素やオゾンなどと反応し二酸化窒素に酸化します。そこで、健康影響を考慮した大気環境基準は二酸化窒素について定められていますが、排出基準は窒素酸化物として基準値が決められています。

窒素酸化物は、光化学オキシダントの原因物質であり、硫黄酸化物と同様に酸性雨の原因にもなっています。また、一酸化二窒素（亜酸化窒素）は、温室効果ガスのひとつです。

◇廃棄物処理法

廃棄物処理法とは、「廃棄物の処理及び清掃に関する法律」のことで、廃棄物の定義や処理責任の所在、処理方法・処理施設・処理業の基準などを定めた法律です。

昭和45年（1970）、従来の「清掃法」（昭和29年（1954））を全面的に改めて制定されました。廃棄物の排出抑制と適正な処理、生活環境の清潔保持により、生活環境の保全と公衆衛生の向上を図ることが目的です。

同法は、廃棄物を「自ら利用したり他人に売ったりできないため不要になったもので、固形状または液状のもの」と定義し、産業廃棄物と一般廃棄物に分類しています。廃棄物の処理については、産業廃棄物は排出事業者が処理責任をもち、事業者自らか、または排出事業者の委託を受けた許可業者が処理します。一般廃棄物は市町村が処理の責任を持っています。

これまでに数回大きな改正が行われ適正処理やリサイクルの推進が図られています。

◇BOD（Biochemical Oxygen Demand）生物化学的酸素要求量

水中の有機物が微生物の働きによって分解されるときに消費される酸素の量のこと、河川の有機汚濁を測る代表的な指標です。

◇BDF（Bio Diesel Fuel）

植物性廃食用油の資源化技術のひとつです。不純物除去の前処理をした廃食用油に、10～20%のメタノールと苛性ソーダ（触媒）を加えて混合攪拌し、加熱した後、しばらく静置して脂肪酸のエステル交換反応を促進させます。生成物を分離して、粘性や引火点の低いメチルエステルを得、軽油代替燃料として使います。反応が簡単で大規模なプラントを必要としないこと、業者や市民による地域の廃食用油回収運動と結びついていることに特徴があります。生成した再生油は、硫黄酸化物をほとんど含まず、黒煙を1/2～1/3に減少させるため、DPF（粉塵除去装置）の装着の必要がなく、ディーゼルエンジン搭載車両用のクリーン燃料として注目されている。燃費や走行性は軽油とほとんど替らず混用も可能です。

◇pH (Hydrogen Ion Concentration Index) 水素イオン濃度指数

水溶液の酸性、アルカリ性の度合いを表す指標です。

◇フロン

フロンは、炭化水素の水素を塩素やフッ素で置換した化合物 (CFC、HCFC、HFC) の総称で、このうち水素を含まないものをクロロフルオロカーボン (Chlorofluorocarbons; CFCs) と呼んでいます。

これらの物質は、化学的に安定で反応性が低く、ほとんど毒性を有していません。また、揮発性や親油性などの特性を持っており、冷蔵庫などの冷媒、半導体などの精密な部品の洗浄剤、ウレタンフォームなどの発泡剤、スプレーの噴射剤などとして幅広く使用されてきました。

しかし、特定の種類のフロンは対流圏ではほとんど分解されずに成層圏に達し、そこで塩素を放出してオゾン層を酸素原子に分解することがわかってきました。これがいわゆるオゾン層の破壊です。

こうした状況を受け、オゾン層の保護に関するウィーン条約やオゾン層を破壊する物質に関するモントリオール議定書により規制が進められることとなりました。国内でも、オゾン層保護法 (昭和 63 年 (1988)) やフロン回収・破壊法 (平成 13 年 (2001)) などにより対策が進められています。

◇浮遊粒子状物質 (SPM)

大気中に浮遊している粒子状物質で、代表的な「大気汚染物質」のひとつです。環境基本法 (平成 5 年 (1993)) に基づいて定められる環境基準では、粒径 $10\mu\text{m}$ 以下のものと定義しています。

発生源は、工場のばい煙、自動車排出ガスなどの人の活動に伴うもののほか、自然界由来 (火山、森林火災など) のものがあります。また、粒子として排出される一次粒子とガス状物質が大気中で粒子化する二次生成粒子があります。粒径により呼吸器系の各部位へ沈着し人の健康に影響を及ぼします。年平均 $100\text{mg}/\text{m}^3$ になると呼吸器への影響、全死亡率の上昇などがみられることが知られています。このため SPM の環境基準は、1 時間値の 1 日平均値が $0.10\text{mg}/\text{m}^3$ 以下、1 時間値が $0.20\text{mg}/\text{m}^3$ 以下、と定められています。

◇マイバッグ運動

買い物をしたときにもらえるレジ袋は手軽で大変便利なものですが、使うのはほんのわずかです。このレジ袋を作るのに、石油 6.4 億リットル消費しています。そこで、地球温暖化の原因である CO_2 の削減のために、買い物の際にマイバッグを使用することを広く呼びかける運動のことをいいます。

◇水俣病

昭和 31 年 (1956) に熊本県水俣湾周辺の住民に発生が報告された、手足の感覚障害、運動失調、求心性視野狭窄などを主症状とする中毒性の中樞神経系疾患。

チッソ水俣工場のアセトアルデヒド製造工程で使っていた無機水銀の触媒から生じた微量のメチル水銀が工業排水として水俣湾に排出され、生物濃縮を経て魚介類中にメチル水銀が蓄積し、それを大量に食べることによって発生した公害病です。

◇有害紫外線

紫外線のなかでも特に生物に有害な波長のものをいいます。

太陽光のうち、可視域より短波長域 ($100\sim 400\text{nm}$) の光を紫外線と呼びます。紫外線は殺菌灯として利用されているように、生物の生存を制限する大きな環境因子です。この紫外線の中でも、波長 $280\sim 315\text{nm}$ の紫外線 (B 領域紫外線; 以後、UV-B) は、オゾン層の破壊の影

響をもっとも強く受け、かつ、生物にとって有害であることから、一般に「有害紫外線」と呼ばれています。

肌表面に強く作用し赤く炎症を起こすほか、皮膚癌や白内障などの疾患を引き起こす原因にもなっています。この UV-B の生物影響の強さは、波長により異なり、短波長ほど大きくなります。

◇容器包装リサイクル法

容器包装リサイクル法とは、「容器包装に係る分別収集及び再製品化の促進などに関する法律」のことで、容器包装ごみのリサイクルを製造者に義務付けた法律です。

消費者は容器包装ごみの分別排出、市町村は分別収集の責任を負い、製造者をあわせた 3 者の役割分担により容器包装のリサイクルを促進することを目的としています。平成 9 年度にガラス容器とペットボトルを対象に施行されました。平成 12 年度には全面施行され、飲料用以外の紙製容器包装とプラスチック製で飲料、醤油充てんのペット容器以外が対象に加わりました。法の対象となる容器包装を使っている食品などのメーカーや容器包装を作っているメーカーには、市町村が回収した容器包装の使用量に応じたリサイクルが義務付けられます。一般廃棄物のうち容器包装ごみは、容積で 6 割、重量で 2 割を占めています。

◇4 R

ごみ減量化運動のキャッチフレーズで、ごみの発生源を絶つ、ごみを減らそう、再利用する、再生するの 4 つです。

◇リサイクル (R e c y c l e)

再生利用－4 R 運動の 1 つの『再生資源に戻そう』で、再生できるもの（スチール缶、アルミ缶、ガラスビン、古紙、紙パック、布類、ペットボトル、発泡スチロール、トレイ）等は資源回収に回して再生利用しましょう。

◇リデュース (R e d u c e)

減量－4 R 運動の 1 つの『ごみの量を減らそう』で、食品や日用品などは使い切る。家具や電化製品は修理して長期間使用しましょう。生ごみの水をよく切るだけでもかなりの減量ができます。

◇リフューズ (R e f u s e)

発生抑制－4 R 運動の 1 つの『いらないものは断ろう』で、商店などの過剰包装に対して断る勇気を持ち、使い捨て商品は極力買わないようにしましょう。

◇リユース (R e u s e)

再利用－4 R 運動の 1 つの『繰り返し使おう』で、返却・再利用できるリターナブル容器入り商品を選ぶようにし、繰り返し使うシステムに協力しましょう。不要になったものは人に譲ったり、バザーなどに提供してください。

◇レッドデータブックとっとり (R D B)

鳥取県における絶滅のおそれのある野生生物の情報をとりまとめた本のことです。



北栄町環境基本計画中間見直し版

発行日 平成 2 4 年 3 月

発 行 北 栄 町

編 集 北栄町生活環境課

鳥取県東伯郡北栄町土下 1 1 2 番地

tel 0 8 5 8 - 3 6 - 3 1 1 2

fax 0 8 5 8 - 3 6 - 4 5 9 5

e-mail kankyou@e-hokuei.net

URL <http://www.e-hokuei.net/>